

農中総研 調査と情報

2021.1 (第82号)

■ レポート ■

● コロナ禍の影響—食農リサーチ— ●

コロナ禍の食肉・鶏卵需給への影響	北原克彦	2
コロナ禍の食肉需給と食肉加工メーカーへの影響	長谷川晃生	4
コロナ禍の農業法人への影響と対応 —農業生産法人 有限会社アクト農場の事例—	小針美和	6
本格スタートした持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の特色 JAS	堀内芳彦	8

● 農林水産業 ●

脱炭素農政へ向けた米国バイデン新政権の動き	平澤明彦	10
コロナと米中対立で大きく変わろうとする世界の食料貿易構造	阮 蔚	12
中国における農地集約化の一事例	若林剛志	14
中国のEコマース企業による農村拠点づくり —京東数字科技集団の「京東惠民小站」—	王 雷軒	16
和牛生産の短期的見通しと繁殖めす牛増頭に向けた政策課題	平田郁人	18
缶ワインからブドウ畑まで —ユニークなワイナリー、モンデ酒造の自社栽培拡張—	小掠吉晃	20
漁業センサスにみる魚市場の動向	亀岡鉦平	22
米国の沖合漁場の資源管理 その5	田口さつき	24
地域新電力を核とした「地域循環共生圏」の実現へ —滋賀県・湖南市でのローカル SDGs の取り組み—	河原林孝由基	26

● 農漁協・森組 ●

コロナ禍での切り花産地の出荷をめぐる状況 —JAいしのまき桃生ガーベラ部会を事例に—	石塚修敬	28
---	------	----

■ 寄 稿 ■

オーストリアにおけるバイオエネルギーとバイオエコノミーの動向 龍谷大学 政策学部 講師 石倉 研	30
---	----

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー	32
---------------------------------	----

■ あぜみち ■

絆で復興!! ふくしまSTYLE 福島県生活協同組合連合会 専務理事 佐藤一夫	34
--	----

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

コロナ禍の食肉・鶏卵需給への影響

取締役食農リサーチ部長 北原克彦

新型コロナウイルス感染症の感染防止に伴い、内食需要の増加の一方、外食産業では企業の接待減少、訪日外国人旅行者の消滅によって、パブ・居酒屋業態を含む料飲主体部門の酒類や高額食材の消費に大きな影響が出ている。ここでは、コロナ禍の畜産物需給への影響をみたい。

1 食肉需給への影響

2018年の牛肉・豚肉・鶏肉の仕向け先、消費先の割合をみたのが第1図である。牛肉は6割以上が外食・中食の業務用へ仕向けられており、焼き肉店など外で食べる消費スタイルがコロナ禍の直撃を受けた。一方、豚肉は家計消費が5割、ハム・ソーセージなど加工仕向け2割も最終的に家計消費に向かう割合が高く、内食型の消費となっている。

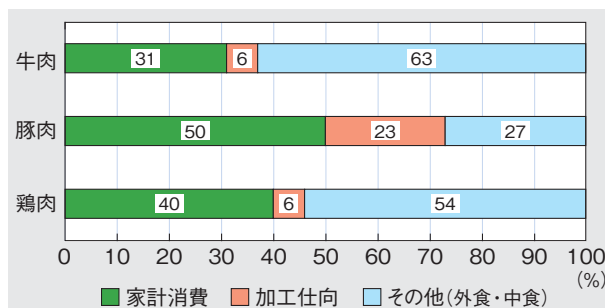
コロナ禍で実際の肉類出回り量は、どのように変化したのかをみたのが第1表である。

20年4～10月累計の推定出回り量は、牛肉が前年割れとなったが食肉全体では豚肉の伸びに支えられプラスとなった。さらに牛肉・豚肉・鶏肉とも国産品の出回り量は前年比プラスとなり、業務用の消費割合が高い牛肉・鶏肉は外食需要減少に対し輸入減少でバランスをとる形となった。

畜産は生き物相手であり急激

な需要の変動に合わせた生産量の増減はできない。そもそも輸入食肉は外食・中食に仕向けられる比率が高いこともあり輸入減少となった。また、20年前半の食肉在庫量は、アフリカ豚熱の影響による豚肉輸入価格の先高感やオリンピックに向けた在庫を抱えたことから過去最高水準で推移していた。そのため冷蔵・冷凍庫の在庫率は非常に高く超満庫状態であったので、在庫による需給調整ができず、輸入量の調整弁が働いた面もある。

第1図 肉類の消費構成割合(18年)



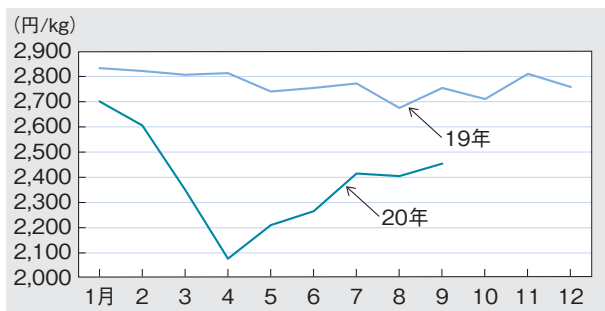
資料 農林水産省「平成30年次食肉の消費構成割合」

第1表 肉類推定出回り量

(単位 トン、%)

		推定出回り量		うち輸入品		うち国産品	
		重量	前年比	重量	前年比	重量	前年比
牛肉	18年度	930,365	102.9	600,550	104.3	329,815	100.6
	19年度	936,945	100.7	613,410	102.1	323,534	98.1
	20年度4～10月	548,677	98.7	358,644	96.7	190,033	102.5
豚肉	18年度	1,827,446	100.9	931,404	100.5	896,042	101.3
	19年度	1,811,550	99.1	913,305	98.1	898,245	100.2
	20年度4～10月	1,065,709	101.6	542,448	100.9	523,261	102.3
鶏肉	18年度	2,171,945	101.5	568,369	101.9	1,603,576	101.3
	19年度	2,215,991	102.0	557,469	98.1	1,658,522	103.4
	20年度4～10月	1,292,799	100.8	319,926	96.1	972,873	102.4

資料 農畜産業振興機構「牛肉需給表」「豚肉需給表」「鶏肉需給表」
(注) 牛肉、豚肉は部分肉ベース。

第2図 去勢和牛(A-5)卸売価格

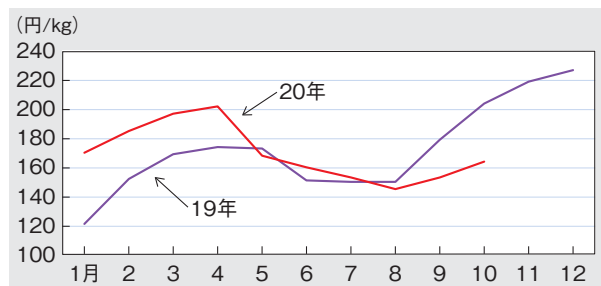
資料 農林水産省「食肉流通統計」

関係者の相当な販売努力もあって食肉需給の量的バランスはとれたが、消費の温度感を示す食肉価格は畜種別の違いが大きい。豚肉・鶏肉の卸売価格は量販店の引き合いが強く高い水準で推移しているが、去勢和牛の高格付となるA-5規格の卸売価格(第2図)は年末に向けて前年を超える水準に回復したものの、コロナ感染拡大に伴うGoTo事業の先行き不透明感もあり、1月以降の相場が懸念される状況だ。これまでインバウンド消費を受けて、肉用牛肥育は高格付の牛肉生産に向かっていたが、足元ではテーブルミートとしてのあり方が問われている。

2 鶏卵需給への影響

鶏卵の需給構造は、消費量約271万トンに対し、国内生産260万トン、輸入11万トンと国内生産で96%が賄われている。農林水産省の推計では、消費量の5割は家計消費向けで約130万トン、外食向けの業務用は3割約78万トン、製菓・製パン・調味料等の食品メーカー向け加工用は2割約63万トンである。なお、輸入鶏卵(粉卵)は全量が加工用(菓子パン原料、食肉加工品のつなぎ材料等)に仕向けられている。

15年以降、大手生産者の増羽により国内生産が伸び続けてきたが、18年から鶏卵市況は下落傾向となり供給過剰感が出ていた。20年はコロナ禍の巣ごもり需要が一巡した5月以

第3図 鶏卵卸売価格

資料 農林水産省「Monthly 食肉鶏卵速報」(2020年11月)
(注) サイズ混合。

降、外食向けと調味料の需要減少の影響を受けて市況は急落した(第3図)。安定基準価格の163円/kgを下回ったので需給改善を図るために20年5月から9月まで成鶏更新・空舎延長事業が発動され、市況は戻しつつある。

市況変動の波に対して、大手生産者は量販店と固定価格の相対販売契約を結んでいるが、中小生産者は直接影響を受けるケースが多いとみられる。また、採卵鶏は産卵期終了後の廃鶏処理の引き受け手が限られていることもあって、需給調整を難しくしている。鶏卵は畜産のなかでも飼料効率が高い基礎的なタンパク源であり、多様な生産基盤を維持することが求められよう。

3 食肉サプライチェーンへの視点

日本では新型コロナウイルスのワクチン接種を21年から開始するのを目標としているが、ウイルスの変異型について様々な研究報告がなされており、感染者発生が続く可能性もある。コロナ禍による国産食肉への需要の一方、今後は、雇用調整の影響も加わり消費者の節約・価格志向が強まることも想定される。そのため感染リスクを小さくしつつ消費者個人と直接つながる短いサプライチェーンの構築、Eコマースも広がりつつある。

(きたはら かつひこ)

コロナ禍の食肉需給と食肉加工メーカーへの影響

主任研究員 長谷川晃生

コロナ禍における訪日外国人によるインバウンド消費の消滅、外食利用の減少による農畜産物需給への影響が長期化し、フードチェーン全体での対応が課題となっている。そこで、2020年度上期(4～9月)における食肉需給の変化を整理し、食肉加工メーカーへの影響について紹介する。

1 家計消費は拡大、外食は回復傾向も売上減が継続

20年度上期の家計での生鮮肉の購入数量を19年度同期と比較すると、全体で14.3%増加し、増加率は鶏(17.5%)、牛(15.1%)、豚(11.4%)の順に高い(第1表)。

外食について、日本フードサービス協会公表の月次の売上実績をみると、外食全体では20年4月に前年比4割減と大きく落ち込んだ。その後、回復したが、9月△14.0%、10月△5.7%と減少が続いている。焼肉店では一時的に減少したが、他の飲食業態に比べて売上回復が顕著で、10月は8.7%と増加に転じた。

2 豚肉、鶏肉の推定出回り量は増加

20年度上期の外食等の需要減少による食肉需要全体への影響をみるため、加工仕向けを差し引いた家計、外食等で消費された推定出回

第1表 家計での生鮮肉の購入数量の変化
(19年度上期と20年度上期の比較)

(単位 g、%)

	19年度上期	20年度上期	増減率
生鮮肉	23,558	26,937	14.3
うち牛肉	3,170	3,648	15.1
豚肉	10,240	11,404	11.4
鶏肉	8,105	9,524	17.5

資料 総務省「家計調査」

(注) 二人以上の世帯。生鮮肉のうち「合いびき肉」「他の生鮮肉」は掲載省略。

(注1) 量を19年同期と比較したのが第2表である。

20年度上期の牛肉(△1.5%)の出回り量は減少したが、豚肉(2.2%)、鶏肉(0.2%)は増加した。牛肉については輸入肉の出回り量減少が主因である。新型コロナウイルス感染症の影響による北米等での食肉処理施設の稼働停止や感染防止対策による従業員の作業効率の低下、またオーストラリアでの干ばつ後の牛群の再構築による生産量減少から輸入全体量は19年同期と比べて4.8%減少した。

外食需要が減退したなかで、外食仕向けの割合が国産よりも高い輸入牛肉の供給量が減少したことで、牛肉の需給全体への影響が顕在化しなかったことがうかがえる。

3 食肉加工メーカーへの影響

こうした需給変化に伴う食肉加工メーカーへの影響が注目される。主要8社の20年度上期の売上高合計をみると、うち6社が前年に比べて減少した(第3表)。また、食肉事業(食肉生産、仕入・販売)の売上高も同様に6社が減少し、多くの企業で食肉事業の減少が売上

第2表 牛肉、豚肉、鶏肉の推定出回り量
(加工仕向けを除く)の変化

(単位 t、%)

	19年度上期	20年度上期	増減率
牛肉	465,464	458,646	△ 1.5
国産	158,578	160,642	1.3
輸入	306,886	298,004	△ 2.9
豚肉	698,121	713,241	2.2
国産	398,910	407,029	2.0
輸入	299,211	306,212	2.3
鶏肉	1,061,817	1,063,885	0.2
国産	781,815	800,610	2.4
輸入	280,002	263,275	△ 6.0

資料 農畜産業振興機構Webサイト、日本ハム・ソーセージ工業組合Webサイト

第3表 主要食肉加工メーカーの20年度上期の売上高等の増減状況

<売上高>

(単位 百万円) <19年比増減額>

(単位 百万円)

	売上高合計	うち食肉事業	(参考) 食肉事業の利益	売上高合計	うち食肉事業	(参考) 食肉事業の利益
日本ハム	573,484	361,691	18,197	△ 42,782	△ 17,528	3,970
伊藤ハム米久HD	414,623	274,882	7,646	△ 17,777	△ 22,156	1,542
プリマハム	212,226	77,888	1,964	5,826	157	1,325
スターゼン	171,146	136,164	-	△ 1,412	△ 1,580	-
エスフーズ	159,280	-	-	△ 14,804	-	-
丸大食品	118,287	36,666	297	△ 6,380	△ 937	△ 304
滝沢ハム	14,864	6,409	-	170	△ 1	-
福留ハム	12,572	6,761	△ 124	△ 167	△ 401	△ 20
合計	1,676,482	900,461	27,980	△ 77,326	△ 42,446	6,513

資料 各社決算報告書

(注) 1 表中の「-」は非開示を示す。食肉の生産、仕入・販売等に関する事業名称は各社で異なり、表中の名称は便宜的なもの。

2 エスフーズは20年3～8月、それ以外は4～9月の実績。売上高合計は食肉事業以外を含む。

3 各社の「合計」のうち食肉事業、同事業利益は開示企業のみ集計。

全体に影響した。

メーカー毎に外食向けの販売割合等に違いがあり一般化は難しいが、各社の開示資料から読み取れることを指摘したい。食肉事業の売上減についてみると、鶏肉、豚肉は内食向け販売が好調で前年を上回ったが、牛肉は外食やインバウンド需要の減退で落ち込み、また国産牛肉は相場低迷による販売単価の低下も影響した。

ただし、食肉事業の利益をみると、把握可能な5社のうち3社が増益となった(第3表)。収益改善は、食肉生産において国産の鶏肉、豚肉の相場が堅調に推移したことがプラスに寄与したこと、販売面では量販店向けが好調で、外食向けは焼肉店を中心に回復傾向にあるなかで、国産牛肉の販売マージンが改善したことを挙げられる。

4 各社とも需給変化への対応を模索

各社ともコロナ禍で外食需要が縮小し、家

庭消費が拡大するという急激な変化への事業対応が重要と考えている。

そして、肉食需要の高まりに応じた新商品の開発・提案を積極化し、伸長する量販店チャンネルに向けた販売体制の見直しや、巣ごもり需要に対応した小売チャンネルへの安定供給に注力している。また外食店でのテイクアウト・宅配の取組みに応じた商品提案を行う事例もある。

コロナ禍の長期化による経済の先行き不透明感が続くなかで、家庭消費は経済性がより重視され、今後とも需要変化にマッチした食肉供給が重要となる。その際、原料調達において主要輸入先のコロナ感染症の拡大だけでなく、海外でのASF(アフリカ豚熱)の拡大による供給体制への影響が懸念される。需給変動が見込まれるなかで、どのように調整が図られるのか、注視していく必要がある。

<参考文献>

- ・岩井椿(2020)「令和2年度上半期の食肉需給について」『畜産の情報』12月号
- ・食肉通信(2020)「大手加工メーカー中間決算」11月17日付
- ・食肉通信(2020)「大手加工メーカー決算会見」11月24日付
- ・食品産業新聞社(2020)「ハムソー9社中間、売上高4.4%減も経常47.7%大幅増益/2021年3月期中間決算」『畜産日報』12月4日付
<https://www.ssnpc.co.jp/news/meat/2020/12/2020-1204-1608-14.html>

(注1) 推定出回り量は、(独)農畜産業振興機構が月次で公表する推定データ。推定期首在庫に生産量、輸入量を加算し、輸出量、推定期末在庫を除いたもので、当該月に国内消費仕向けで流通した推定数量。本稿は同数量から加工仕向け量を除いた数量を用いている。

(注2) 岩井(2020)を参照。

(はせがわ こうせい)

コロナ禍の農業法人への影響と対応

— 農業生産法人 有限会社アクト農場の事例 —

主任研究員 小針美和

1 有限会社アクト農場の概要

茨城県のほぼ中央、水戸市に隣接する茨城町にある有限会社アクト農場(以下「アクト農場」)は、2002年に法人化した葉物野菜の生産・販売を主力とする農業法人である。

360棟を超えるハウスを保有し、小松菜、水菜、春菊等、常時10品目以上の野菜を生産・販売する。土壌分析にもとづく土づくりをはじめ、農産物の質・量の安定とともに環境に配慮した循環型農業を実践しており、07年にはJGAP、その後はASIAGAP(アジアギャップ)も取得、同社独自の生産管理基準を設けて適切な農場管理に努めている。

これらの取組みが信頼の証^{あかし}となり、農産物販売のほとんどは契約取引である。取引先は大手業務用野菜卸会社やこだわり野菜の宅配業者、生協等のロットの大きい業者から地元の個人経営のレストランまで幅広く、先数は40を超える。特定の品目に集中して大量生産するのではなく、多品目を栽培し、顧客からのリクエストに応えることで信頼関係を構築し、規模拡大と経営の安定の両立を図ってきた。

2 コロナ禍での販売状況の変化

コロナ禍の消費者行動の変化は、アクト農場の経営にダイレクトに影響している。巣ごもり需要の発生をうけて、生協や宅配サービス向けの需要は増えたものの、売上の過半を占める飲食店や外食への仕向けが多い業務用卸からの注文は激減、20年5月の売上は前年対比3割減と大きく落ち込んだ。

生鮮野菜は保存できないため、販売できなければ畑にすきこむか廃棄しなければならない。ロスをできるだけ抑制し、販売減をカバーしようと新しい販路を模索、そのひとつが食品スーパーである。東京・神奈川を中心に店舗展開を進める食品スーパーは、事業規模の拡大に巣ごもり需要が加わり生鮮野菜需要が大きく増加、新たな調達ルートを求めており、売り先を探すアクト農場のニーズと合致、取引が実現した。

また、(公社)日本農業法人協会のネットワークを通じて、関西のチェーンストアが展開する生産者・産地を限定した青果販売のラインナップのひとつにアクト農場が選定され、関西にも野菜を出荷している。

さらに、茨城県と茨城県に本社を置く食品スーパーとの包括連携協定のもと、20年6月に県内で運用が開始された青果物の共同輸送の仕組みを活用した販売など、県内外に販路を広げている。合わせて、個人向けECサイト等も活用しながら、消費者への情報発信も積極的に行うなど、幅広い顧客層の獲得にチャレンジしている。

とはいえ、外食消費減少の影響は大きく、それをカバーするまでには至っていない。今後感染拡大が懸念され、特に飲食向け需要は、年末年始の移動の自粛や忘年会・新年会の中止が減少に拍車をかけることが見込まれるなど先が見通せず、厳しい状況は当面続くと考えている。

3 先を見据えさらなる作付面積の拡大・品目多角化

アクト農場では、コロナ禍においてバジルなど用途が飲食店向けに特化している一部品目で作付けを減らしたが、多くの品目の作付けは横ばいもしくは増加させており、トータルでの作付面積は拡大している。

足もとの販売状況には厳しさが残るものの、中長期的には、近隣の農家のリタイアが増えることが想定されるなかで、経営面積を拡大し、産地としての供給力をさらに強化する必要がある。また、このような状況下だからこそ委縮してはいけない。取引先からの信頼を得るためにも、生産に対する積極的な姿勢を示し、「アクト農場は継続的に取引ができる相手である」と感じてもらうことが重要であると考えている。

特に、露地栽培では面積拡大のみでなく新規品目の導入にも積極的である。19年からは新たに根菜の栽培を開始、20年にはニンジン、ジャガイモ、サツマイモ等を13ha作付けている。今後の地域の農地や労働力の賦存状況を踏まえると、少人数で一定の面積をこなせる栽培作物の導入が不可欠となる。また、先が見通せない環境だからこそ、目先を変えたチャレンジで新しい経営の柱を作る必要があるとして、露地部門における人づくり、機械設備の投資も強化する方針である。

アクト農場では、これまで、顧客ニーズに合わせた野菜を確実に提供するために、施設（ハウス）、露地、水耕を組み合わせる栽培を行ってきた。今後は、冬でも栽培可能な地域条件とこれまでの土づくりや有機栽培のノウハウを生かした根菜栽培体系を構築し、葉物野菜と組み合わせることで、従来にはない、新しい野菜の大規模複合経営を目指すとしている。



アクト農場での販売プロモーション動画撮影風景
(アクト農場提供)

4 販路拡大における物流確保の重要性

アクト農場では、コロナ禍で危機に直面し新たな販売先を模索するなかで、2つのことを再認識したという。ひとつは、ピンチにおける人的ネットワークの大切さとありがたさ。もう一つは、販路拡大における物流確保の重要性である。

アクト農場は、東京向けの物流は比較的確保しやすい環境にあり、コロナ禍での販路開拓においても、販売店側、もしくはアクト農場で物流を確保できるものは取引につながるケースが多かった。しかし、首都圏でも、東京から先となると直送できる物流ルートを見つけるのが困難となる。実際、京浜地方の小売店から、野菜産地の質・量ともに安定した農産物がほしいという要望があり出荷を検討したものの、物流がネックとなり取引に至らないケースもままみられたという。

関治男代表は「最後に物が運べなければ農業経営は成り立たない。しかし、物流改善は個別の経営努力のみでは解決できないことも多い。今後、物流業界がますますひっ迫していくなかで、農業界も一体となって真剣に検討していく必要があるのではないか」と強調した。

(こばり みわ)

本格スタートした持続可能性に配慮した 鶏卵・鶏肉の特色JAS

理事研究員 堀内芳彦

コロナ禍で、改めて食料自給率や環境問題に対する社会的関心が高まるなかで、2020年3月に制定された「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉」の日本農林規格(特色JASマークの表示可)^(注)の動向が注目される。

本規格は、食料自給率向上に向け国産鶏種・国産飼料用米等の国産資源を利用し、環境問題等に配慮するSDGsやGAP(農業生産工程管理)の考え方にに基づき鶏卵・鶏肉を生産することを要件(第1図参照)としている。20年10月に長野県の小松種鶏場(卵用鶏養鶏業者)および長野県農協直販(鶏卵選別包装業者)が鶏卵で、ニチレイフレッシュグループが鶏肉で国内第1号となる特色JAS認証を取得し、本規格が本格的にスタートした。

規格の制定経緯、期待される効果と鶏卵での認証取得事例について紹介する。

1 規格の制定経緯

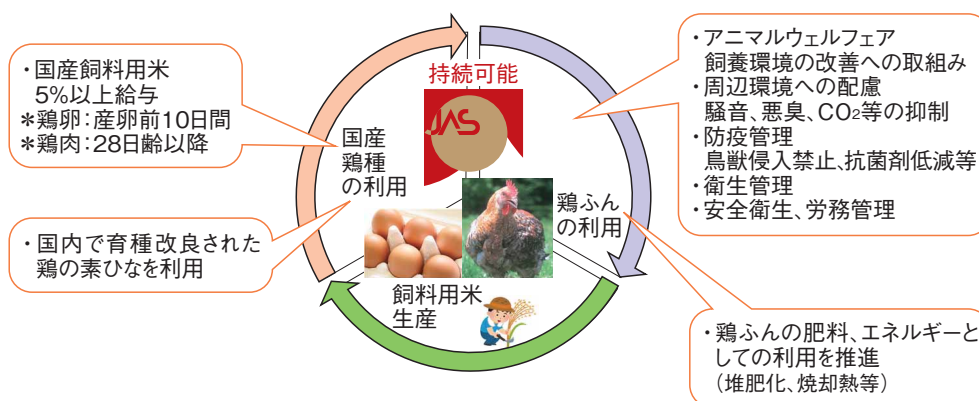
—海外依存度の高い鶏卵・鶏肉の生産構造—
19年度の鶏卵の自給率(重量ベース)は96%、

鶏肉は64%であったが、飼料自給率を考慮すると鶏卵12%、鶏肉8%と低水準に留まる。これは餌となるトウモロコシ等の濃厚飼料の大半を輸入(輸入シェア88%)に依存しているためである。また、卵用鶏・肉用鶏の親鳥は、海外の巨大育種会社が育種改良し輸入された外国鶏種が大半(外国鶏種シェアは卵用鶏95%、肉用鶏98%)を占めている。

このように海外依存度の高い生産構造の下で、海外で鳥インフルエンザ等が発生した場合のリスクヘッジとして、国産鶏種の育種改良・普及は重要な意味をもつが、なかなかその普及が進展しない状況にあった。

こうした状況のなかで、18年4月施行の改正JAS法により、従来の食品・農林水産品の品質標準化を目的とする規格に加え、生産者自らが生産物の付加価値をアピールする規格を提案できるようになった。そこで、国産鶏種の改良・増殖を行う事業者を中心に構成される国産鶏普及協議会が、国産鶏種の差別化・ブランド化のツールとすべく、本規格の

第1図 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の生産



資料 農林水産消費安全技術センター作成のパネルを一部修正

提案を行い制定に至った。

2 規格の期待される効果

(1) 国産資源の利用

国産鶏普及協議会の「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉JASハンドブック」によると、期待される効果の1点目は、国産鶏種、国産飼料用米、鶏ふん利用等により、海外依存に起因するリスクの低減が期待されることである。

具体的な要件としては、まず、鶏卵・鶏肉は国産鶏種の素ひなを利用して生産しなければならないとされている。

次に、卵用鶏で産卵前10日間に給与される飼料および肉用鶏でふ化後28日齢以降に給与される飼料について、国産飼料用米割合が5%以上でなければならないとされている。5%以上とした根拠は、15年食料・農業・農村基本計画で掲げた25年飼料用米生産目標数量(110万トン)の配合飼料生産量に対する割合と同等の水準とすることで、飼料用米の生産拡大に寄与できると判断したためである。

また、飼育で発生した鶏ふんは、肥料、土壤改良資材、エネルギーとしての利用を推進しなければならないとされ、資源循環型農業の推進が期待されている。

(2) GAPに基づく農場管理とSDGsへの貢献

2点目は、SDGsやGAPの考え方に基づいて生産された鶏卵・鶏肉が、特色JASマークを表した商品として流通し、人や社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)を望む国内外の購買層に広く受け入れられることで、SDGsの掲げる「持続可能な生産・消費を確保する社

会の実現」への貢献が期待されることである。

GAPに基づく農場管理としては、①アニマルウェルフェアへの配慮、②周辺環境への配慮、③防疫管理、④従事者および入場者の衛生管理、⑤従事者の安全衛生および労務管理について要件が設けられている。

3 JA全農たまごが特色JAS認証「サステナブルエッグ」を新発売

小松種鶏場と長野県農協直販は、日本産ブランド商品の開発とSDGsへの貢献を目的として、鶏卵で国内第1号となる特色JAS認証を取得した。

利用する国産鶏種は、小松種鶏場でこれまでも飼育・販売していた「岡崎おうはん」と「あずさ」で、規格要件である国産飼料用米5%を含む餌を給与し、北アルプスから流れる地下水を利用して、まずは2千羽を飼育している。アニマルウェルフェアの観点から鶏のストレスを軽減させるため平飼いし、資源循環型農業の一環として、鶏ふんは近隣の野菜農家・果樹園等の肥料として利用されている。

販売はJA全農たまごが担い、特色JASマークを付した「サステナブルエッグ」の名称で、赤玉6個入り1パック498円(税抜希望小売価格)、1日200~250パックの販売を見込んでいる。まずは、特色JASマークと商品価値の認知度向上を図るため、SDGsやエシカル消費に関心の高い高級スーパーや生協にアプローチして、20年11月から販売がスタートした。JA全農たまごでは、今後順次販路を拡大し、将来的には日本産ブランド商品として輸出にも取り組みたいとしている。

(ほりうち よしひこ)

(注)本規格は相当程度明確な特色のある規格の製品に付すことのできる「特色JASマーク」を表示できる。

脱炭素農政へ向けた米国バイデン新政権の動き

取締役基礎研究部長 平澤明彦

米国の新政権発足へ向けて、バイデン大統領候補はパリ協定への復帰など気候変動対策の重点化を打ち出している。農業部門でも温室効果ガス排出の削減へ向けた動きが高まってきた。その構図を読み解いてみたい。

1 バイデン候補の選挙公約

農業・農村政策に関する大統領選挙公約(2019年7月)は、貿易政策やバイオ燃料と並んで、温室効果ガスの排出削減や、バイオエコノミー^(注1)を挙げている。

将来的には農業部門の温室効果ガス純排出ゼロを目指すとともに、農業者には取組みの過程で新たな収入機会を提供する。具体的には保全プログラム(農場の環境保全に対する助成。農業法の施策の一分野)を大幅に拡張して、排出削減や炭素隔離に貢献する取組みを行う農家への助成を行う。そして同プログラムを炭素市場に参加させ、排出枠を企業等に売却する。これは農家の取組みに値付けをして市場から政府助成金の財源を調達する仕組みであり、金融的な構想といえよう。

なお、バイオエコノミーはバイオマスを原材料やエネルギーとするものであり、農林業部門からのバイオマス調達が想定されている。全ての州に低炭素工業を創出し、バイオベースの工業によって米国農村に先端産業の雇用を取り戻すとしている。

2 二つの提言書

2020年11月11日、旧オバマ民主党政権の元

高官らによる「気候21プロジェクト」の政権移行覚書が公表された。現行の財政および法的な権限の範囲内で、おもに最初の百日間に新政権が打つべき気候変動関連の施策を整理しており、大きな影響を与えるとみられる。

そのうち農務省への勧告には、気候変動の緩和と耐性強化の施策として「炭素バンク」の設置や、保全プログラムにおける気候変動対策の優先化、作物保険における気候変動対応の優遇措置が含まれている。

炭素バンクは農業者と森林所有者による排出削減・炭素隔離の取組内容を保証するとともに、保証価格を提供する。財源には農産物信用公社(CCC)の借入権限(3百億ドル、そのうち現行制度では6割程度を使用)を活用する。先行きは法律により排出枠市場が設置されれば、そこで排出枠を売却する想定である。農業者の取組みを束ねて売る点は、保全プログラムを炭素市場に参加させるバイデン候補の公約と共通している。

民間部門にも呼応する動きがある。20年11月17日、主要農業団体と一部の環境団体^(注2)、食品産業協会、森林所有者連盟は「食品・農業気候連合」(FACA)を結成し、政策提言書を公表した。

提言は農務省による炭素バンクの設置や、保全プログラムの拡大、炭素市場、作物保険の手直しに加えて、税控除の活用や、既存の取組みに対する一度限りの支払い、食品廃棄^(注3)の削減、再生可能燃料基準におけるライフサイクル排出量解析の改訂などを挙げている。

このように選挙公約と2つの提言書はいずれも農業の排出削減・炭素隔離に對価を支払い、炭素市場を活用しようとしている。

3 オバマ政権下の構想と農務長官

かつてオバマ政権初期の09年、当時のビルサック農務長官は議会の気候変動法案導入に合わせて、農業部門の排出削減・炭素隔離に対する「緑の支払い」を提唱し、従来型の補助金(農産物プログラム)を削減するよう求めた。農業界は懐疑的な姿勢であったものの、法案に対しては、農業を温室効果ガス排出規制の対象外とすることと、農業のカーボンオフセット(排出枠の他部門への提供)を導入し農務省の管轄にすること、オフセットに既存の取組みを認めることなどを要求した(平澤(2009)36~39頁)。このときは法案が廃案となり、農政の変化も生じなかった。

それから12年が経ち、保守的であった農業団体は気候変動対策に前向きとなり、今や環境団体と提携するまでになった。農業者は気候変動の影響予測や異常気象に直面しているうえ、農業・食品部門では一部の企業が農業者の排出削減に對価を支払っており、新たな収入源としての魅力も認識された。

オバマ政権時代のほとんどを通じて農務長

官を務めたビルサック氏は、新政権で再び農務長官に指名される予定である。氏は穀倉地帯アイオワ州の元知事であり、過去4年間は業界団体(米国乳製品輸出協会)会長、大統領選挙中はバイデン候補の農業・農村顧問を務めた。農政の知見、農業団体との人脈、それに気候変動対策の経験を兼ね備えている。就任すれば大きな推進力になるであろう。

4 今後へ向けて

トランプ政権は過去3年間にわたり独自の大規模な補助金を導入し農業者に貿易紛争やコロナ禍の補償を行った。その財源は上記のCCCであった。農業財政予算の追加的な調達には年々難しさを増しており、議会も追認せざるを得なかった。民主党の新政権も、気候変動対策で同じ手法を踏襲する可能性がある。

本格的に新たな政策を実現するには議会の協力が欠かせない。下院では民主党が多数派を維持したものの、もし上院で共和党が多数派となれば難行が予想される。農業政策は両党が協力して立案する伝統があるため、農業部門の働きかけが重要となる可能性もある。

EUでも農業政策に環境戦略(欧州グリーンディールと食料・農業部門のファーム・トゥ・フォーク戦略)を反映しつつあり、米国と同様21年11月のCOP26(気候変動枠組条約締約国会議)へ向けて対外アピールを意識している。日本も対応と貢献が求められる。

こうした一連の動きは23年に向けて検討される次期農業法にも影響するであろう。

<参考文献>

・平澤明彦(2009)「アメリカ バイオ燃料による政策の転換」、農林中金総合研究所編著『変貌する世界の穀物市場』家の光協会、10~42頁

(ひらさわ あきひこ)

(注1)それ以外の項目はブロードバンド、オバマケア、教育水準の引上げ、輸送インフラ(内陸水運を含む)、独禁法適用の強化など。

(注2)農業団体はファームビューローと、ファーマーズユニオン、全米農業協同組合協会(NCFC)。環境団体は環境防衛基金(EDF)と自然保護協会(Nature Conservancy)。ほかに州農業局全国協会が参加。EDFは環境問題の市場による解決を指向している。他方、炭素市場に批判的な環境団体もあり、排出枠の購入企業が排出削減を免れることや、社会の弱い層へのしわ寄せを懸念している。

(注3)生産等の過程を含めバイオ燃料による温室効果ガスの排出量を調べ化石燃料と対比する。

コロナと米中対立で大きく変わろうとする 世界の食料貿易構造

理事研究員 阮 蔚

2020年、世界はコロナ感染と米中対立の激化、そのふたつに影響された米大統領選とめまぐるしい1年を過ごした。世界の食料事情も農業生産者から貿易、流通、そして最終消費者まで大きな変動に直面した。注目すべきは、これほどの想定外の変化が連続しても、食料不足や飢餓など大きな混乱も悲劇も世界の農業・食料分野では発生しなかったことである。その要因のひとつは世界最大の穀物消費国である中国が食料・農業政策を機敏に転換し、混乱を世界に波及させなかったことにあるだろう。ただ、今後、コロナの長期化が必至となるなかで、中国がどのように農業政策を展開していくのか、注視していく必要がある。

1 食料減産政策の中断と増産再開

中国は穀物の政府在庫が空前の規模に膨れ上がったため、16年以降、穀物の「減反休耕政策」を実施してきた。遠因は08年に始まった主な生産国の穀物減産と輸出制限によって、穀物市況が高騰したことにある。危機感を抱いた中国政府は米、小麦、トウモロコシの三大穀物の政府買付の支持価格を08年から連続的に引上げ、国内増産を図った。結果的に、三大穀物の生産量は08年から15年の期間に27.7%も増え、特にトウモロコシは54.0%増と大增産となった。

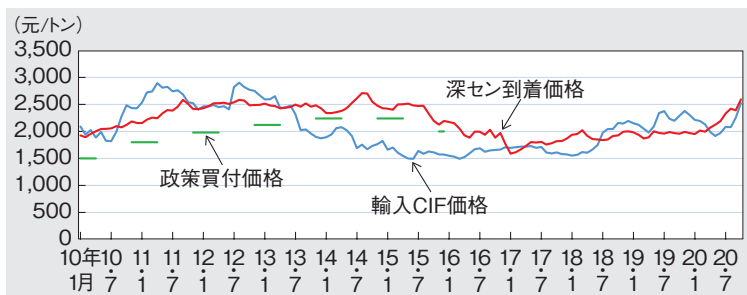
問題は、大增産の一方で、中国の主食穀物の消費がピークを迎え、消費者の味へのし好も強まったため、低品質の早稲米や小麦は販売不振となり、政府の在庫として積み上がっていきしかなかったことだ。米と小麦の在庫は需要量の1年分を上回るほどになった。他方、支持価格の引き上げで米やトウモロコシの国内価格は12年頃から輸入価格を上回るようになり(第1図)、飼料メー

カーなどが安い輸入品の利用を加速、トウモロコシの政府在庫も急拡大した。国内需要があるのに、中国のトウモロコシ在庫は14年度には世界の在庫の60%にあたる1億トン超に達した。在庫が財政を圧迫したこともあり、中国は16年から逆に減産誘導のため、米と小麦の支持価格を引下げ、トウモロコシの支持価格を廃止し、同時に輪作休耕制度を導入した。

輪作休耕制度は単なる減産誘導だけではなく、トウモロコシと大豆・牧草との輪作で連作障害を避けるとともに過剰採取で枯渇懸念のあった華北地域の地下水を回復させる狙いもあった。輪作と休耕の合計面積は、初年度の16年の41万haから、19年には200万haまで拡大した。その結果、トウモロコシの作付面積は19年には15年比8.2%減の368万haにまで縮小した。すなわち08年から15年までの増産期、16年以降の減産期を経て、中国農政はコロナ感染拡大を迎えたわけである。

20年の輪作休耕面積は、1月下旬の武漢ロックダウン直後の2月時点でも前年同様の200万haと公表されていた。だが、コロナ感染が世界に急拡大した状況を見て、中国政府は政策を180度転換した。休耕を棚上げ、輪作は牧草ではなく他の食糧作物にするよう指示を出した。その時点でインド、タイ、ベトナムな

第1図 中国のトウモロコシの国産品と輸入品価格の比較



資料 中国国家糧油信息中心、中国国家發展改革委員会、Wind

ど一部の国が米など穀物の輸出停止を発表、世界的な需給ひっ迫を予想したからである。さらに、増産への政策変更を確実に実施するため、中央政府は各省のトップに対し、省内の食糧作付面積と生産量目標を省内の市と県に割り振って具体的に示し、生産量を確保するよう厳命した。当局の食料確保への危機感の強さがうかがわれる。

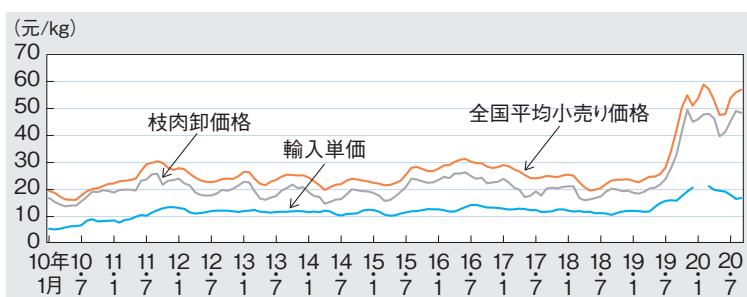
こうした増産策によって、20年早稲の作付面積は前年比約31万ha増となり、トウモロコシなど秋収穫の穀物の作付面積も前年比約53万ha増と拡大した。20年はコロナだけではなく、洪水や台風、病虫害による農業被害は例年より深刻だったが、食糧生産は19年並の豊作となったのである。

2 主食穀物と同様に扱う豚肉の増産

中国では主食穀物の消費はピークを過ぎた一方、食肉、特に中国人の最大のたんぱく源となっている豚肉は年々、重要性を増し、主食穀物と同等の位置づけとなった。そのなかで、18年には伝染病のアフリカ豚熱(ASF)が中国の養豚業を襲い、19、20年の豚肉供給は落ち込み、価格が暴騰した(第2図)。中国政府は価格安定のため、輸入を急増させ、20年の豚肉輸入量は約400万トンと世界の4割以上を占めるまでになった。それでも豚肉輸入量は消費量の約8%にすぎず、中国は輸入を拡大すれば国際価格が暴騰し、調達が困難になるというジレンマに直面した。

その解決策として、養豚業の再生、豚肉増産策が19年に始まった。具体的には、沿海地域における養豚場向けの土地利用制限が大幅に緩和され、立地環境アセスメントも簡素化された。さらに各種補助金も増額された。最近では、地面ではなく高層ビル内の養豚場も許可され、全国で養豚専用ビルの建設ラッシュが起きるほどである。20年のビル養豚場からの生豚の年間出荷能力は1,638万頭にのぼる見込みである。こうした政策転換によって、20年10月末の生豚在庫数は3.87億頭と17年末の88%の水準にまで回復した。

第2図 中国の豚肉卸売、小売と輸入価格



資料 中国税関、中国農業農村部、Wind

(注) 20年1・2月の輸入単価データは公表されていない。

3 食料安保の重要な柱となる輸入

中国は食料の国内増産に大きく政策転換したが、同時に輸入を供給の要として積極活用する方針は維持している。決して閉鎖的な自給自足体制を目指しているわけではない。理由は中国においては食糧増産には耕地面積と淡水資源の制約があり、さらに生態系の維持・回復も優先度の高い政策となっているからだ。一時的に輪作休耕の政策を棚上げしたとしても、数年以内には再び導入するであろう。その後、食料供給を安定させるには、輸入を拡大せざるを得ない。ケタ違いに輸入量の多い大豆はもちろん、もう一つ重要な飼料原料のトウモロコシも、安定かつ大量の輸入確保は中国にとって必須なのである。

輸入に関して今後、起きる可能性のある大きな政策転換は、大豆、トウモロコシ、食肉等の米国への依存の引き下げである。貿易摩擦に始まった米中対立で、中国は農産物輸入を対米カードに使い、米国からIT等先端分野での猛烈な中国封じ込めを受けた。その結果、米国が食料の対中禁輸を実施するリスクも常に存在すると見るようになった。米中両国は覇権をめぐる競争関係にあることをすでに深く認識した以上、中国は禁輸などのリスクのある米国への依存は他国による代替可能な範囲に留める選択をするであろう。そこから見えるのは、世界の農産物貿易の流れが大きく変わっていく可能性である。それが世界の農業・食料の新しい現実であるなら、「コロナ感染も米中対立も解消され、世界は旧に復する」という幻想は捨てる必要があるだろう。

(ルアン ウエイ)

中国における農地集約化の一事例

主任研究員 若林剛志

1 農地の集約化

中国では、経営権の期間譲渡(譲受)を中心とした農地の流動化が進展しつつある。その農地流動化においては、しばしば集積、集約という用語が使用される。集積は、経営拡大意欲のある経営体に経営権を譲渡すればよく、現場を見ずとも、あるいは地図に落とし込まなくとも、経営体の経営面積によって第3者でも把握できる。一方、集約はほ場の密集度を問うものであり、ほ場の分布を知る必要がある。農業経営の継続性という観点から、いずれも重要であるが、最近は集約に注目が集まっている。その理由は、ほ場の散らばり方を除くすべての条件が同じ経営体であるならば、散らばりの少ないほ場を持つ経営体の方が作業の効率化が図られやすいからである。日本だけでなく中国でも、政策的に、あるいは個別経営体から農地の集積とともに集約が求められているのはそのためである。

本稿では、筆者が聞き取りを行った陝西省のA村の例を紹介する。聞き取りは西北農林科技大学の紹介の下、2019年6月に行われ、主として村民委員会の主任(村長)が応対してくれた。

2 A村における農地流動化

A村は総戸数約300戸、人口約1,200人で構成され、農地面積は約1,600ムー(107ha)である。農地の流動化は09年から始められ、聞き取り時点で流動化された面積は967ムーであった。農地面積のうち流動化された面積の割合は60.4%であり、17年における中国全体での同割合が37%(農村経営管理状況統計による)であったことと対比すると、高い数値である。

農地流動化の典型例である経営権の取引は、経営権の権利保有者が、農地を所有している集団に届け出れば、自由にできることになっている。そのようななか、A村では、これまで何度かまとまった農地の経営権取引を経験してきた。聞き取りによれば、30ムー以上のまとまった経営権の譲渡は、09年以降に8回あり、取引面積が大きかった404ムー、162ムー、85ムーは、全て09年に集中している。そして、これらの取引において譲受先となったのは、それぞれ全て1つの経営体である。最も取引面積の大きく、かつA村にとって初めてのまとまった経営権取引となった404ムーの例では、1つの農企業に対し、160戸に及ぶ世帯が経営権を譲渡した。

3 160戸の連なる農地経営権の取引例

404ムーの連坦化された農地経営権の取引が行われたきっかけは、郷鎮政府の職員からの紹介による。この頃、郷鎮政府では企業や合作社の経営拡大要望に応えるため、郷鎮内の村々に声をかけていたようであり、この声掛けはA村にも届いた。

A村では村民委員会および村民大会を通じてこれを検討し、取引に至るが、まずはA村の農地のなかでも経営権譲渡候補地が絞りこまれた。

候補地選出後は、経営権譲渡に対する賛否を問うた。候補地に権利を持つのは160戸であった。このうち、若手を中心に賛成と譲渡希望が多かったそうであり、それは中国の一般的傾向のようである。それでも候補地に経営権を持つすべての世帯がこれに同意した訳で

はない。実際に1割程度の10数戸が同意しなかったという。このままでは連坦化できないだけでなく、大規模かつ効率的な営農を希望する借り手の要望にも応えることができず、取引は成立しない。しかし、最終的には全ての世帯に同意を得、取引が成立した。

この時、村民委員会が行ったことは、一言でいえば地道な説得であるが、事はそう単純ではない。取引成立へ向けて関係者に掛け合い、経営権を持つ世帯には多様な提案を行っている。

まずは、説得にあたった者であるが、村民委員会の委員だけでなく、郷鎮政府の職員も加わり、複数人で賛同を得られなかった世帯への説得にあたったという。

賛同が得られていない世帯が多かった意見は、生活への不安だったそうである。これまでの経験から、請負農地において耕作を続けていけば、一定程度の生活維持の見込みは立つ。しかし、経営権を譲渡すると、譲渡に伴う地代収入は得られる見込みであるものの、それが安定的に得られるか否かが不確定だと考えられていた。

これに対し、村民委員会では、個別世帯の直接の契約先は村民委員会であり、村民委員会がまとめて農企業と契約するので、村民委員会から安定的に地代が支払われることを伝え理解を得ようとした。これにより、同意を得られたこともあった。また、この地域の地代は、地方政府が目安を示しており、その地代での取引実績も蓄積されていた。地代水準は、通常であれば、この地の主要作付品目である小麦とトウモロコシから得られる純収益より高いことが示され、認識を改める世帯もあった。

それでも自作を求める世帯があった。これに対しては、主に2つの提案をした。1つは、農企業での作業従事である。村民委員会では、郷鎮政府の職員の立ち合いの下、農企業と交渉し、経営権取引が成立した後、数名がそこでの農作業に関わり、賃金を得られることに

なった。この場合、経営者ではなくなるが、農作業に従事でき、収入面でも労賃収入に加え、地代を受け取ることができる。

もう1つは、代替地の利用である。今回の譲渡候補地の外に請負地を持ち、かつ経営権譲渡を希望する世帯から農地を借り、代わりに候補地内の農地の経営権は譲渡してもらうことにした。もちろん、その時、面積や豊度等の近い請負地が選択された。

こうして、160戸の全てが、経営権を譲渡することとなり、連坦化され集約化された農地が貸し出されたのである。

4 集約化への示唆

御厩敷(2014)は、相対取引が原則であった日本の農地利用集積円滑化事業について、農地利用の分散状況の抜本的な解消につながらないと指摘している。そうであるならば、相対取引では個別事例ごとに意識的に集約に取り組むことが求められよう。

中国では相対取引が原則である。本稿の事例では、村民委員会の委員を中心とした方々の貸し手に対する細かな配慮を含む取引成立への努力があった。特に、初めてのまとまった経営権取引であり、村の4分の1の農地を一括で貸出したこの例では、相当の時間と労力を要したはずである。

加えて、この事例は404ムーの借り手であった農企業が、営農計画に合わせて希望した面積から営農を開始することができている。これは、空いた農地から集積し、経営規模を拡大しながら、将来的には集約に向けて利用調整するしばしば確認される接近法とは異なり、経営体にとって理想的である。一事例とはいえ、興味深い事例であろう。

<参考文献>

・御厩敷寛(2014)「農地集積バンクによる担い手への農地集積と集約化の加速化」『時の法令』1957号、15～25頁

(わかばやし たかし)

中国のEコマース企業による農村拠点づくり

——京東数字科技集団の「京東惠民小站」——

主事研究員 王 雷軒

中国の農村部で通信設備や物流インフラが整備されてきたことなどを背景に、2015年前後から、アリババ、京東(ジンドン)、そして拼多多(ピンドードー、以下「PDD」)などの電子商取引(Eコマース)企業が相次いで農村部への進出・事業展開を加速している。アリババグループの「農村淘宝」(農村タオバオ)は、14年に中国初の農村部向けのEコマースを開始し、数多くの村でサービス拠点を形成してきた。また、15年創業のPDDもオンラインで農産物を都市部の消費者に直接販売するサービスを提供し急成長している。

以下では、京東グループ傘下の子会社である京東数字科技集団(以下「京東数科」)^(注)の農村拠点である「京東惠民小站」の設置状況や事業内容を紹介したい。

1 京東の農村部での「3F」事業戦略

18年11月に設立された京東数科の前身は京東の社内起業で13年10月に誕生した「京東金融(JD Finance)」であった。産業のデジタル

化を手がける京東数科は、京東小売、京東物流と合わせて京東グループの3大コア事業の一つを担う会社である。

政府の政策推進と潜在顧客の開拓のため、京東グループの創設者である劉強東氏は、15年に「工業製品を農村部へ(Factory to Country)、農産物を都市部へ(Farm to Table)、金融サービスを農村部へ(Finance to Country)」という3F事業戦略を打ち出した。この3F戦略のもとで農村部向けのサービス拠点づくりが始まり、「金融小站」が設置されてきた。これが現在の「京東惠民小站」(以下「惠民」)である(写真)。

2 京東数科の農村拠点づくりの状況

京東数科は、フランチャイズ方式で農村部にある家族経営の小規模小売店(商店)と契約し、惠民の設置を進めてきた。惠民となるための条件として、①申請者が実店舗を有し、その店舗面積が少なくとも30平方メートル以上あること、②スーパーや小売店の経営、農業生産資材の販売や農業関連サービスを行う事業者であること、③実店舗は周辺に人の往来が多く、郷鎮(日本の町村に相当)の繁華街に立地すること、④少なくとも1人の常駐スタッフを配置すること、などが要求されている。

申請者は、オンラインで京東数科にフランチャイズを申請し、京東数科による一定の選考を経て惠民の店主となることができる。同社のサイトによると、20年10月末時点の惠民数は4万に達しており、全国の70%を占める1,700超の区・県(日本の市に相当)、全国の10%を占める8,000超の郷鎮をカバーするようにな



日常用品の販売や物流配送、金融サービスを提供する「京東惠民小站」
(写真引用 http://hm-jd.com/jdhmcy.html#_np=104_314)

り、2,700万人以上の利用者に多様なサービスを提供しているという。

3 多様なサービスを提供する惠民

惠民の取り扱う事業内容は地域によって多少異なるが、主なものとして、①物の販売・代理購入、②荷物の配送や受け取り、③金融サービスがある。これらは京東グループの3大コア事業と密接に関係している。①は、生活必需品などの小売に加えて、店主が、高齢者層を中心とした直販型であるECサイトの京東商城(JD.com)のアカウントをもっていない人の代わりに商品を注文する、いわゆる代理購入というサービスを展開している。後者は惠民の特徴の一つである。

また、惠民は、農産物などを都市部の消費者にオンライン販売している。これは、全国に広がる惠民のネットワークと京東物流が構築した数多くの物流センターなどの物流網によって可能となっており、販売代行やマーケティングを通じて販路に乏しい中山間地域や豊作により消費し切れない農産物の流通にある程度貢献していることで高い評価を得ている。

②について、惠民は、日本のコンビニと同様、荷物の配送・受け取りサービスを提供している。これまでの配達物流会社は惠民のような農村拠点形成していないので、荷物を農村に届けられなかった。京東物流が農村部と都市部を結びつける物流網を整備したため、惠民は荷物の配送・受け取りサービスを提供できるようになった。このサービスの提供から徴収される手数料は、農村の若者のネットショッピング増加や、農産物などの都市部へ

の配送増加を背景に、惠民の重要な収入源の一つとなりつつある。

③は、京東数科が直営する金融サービス(内部)と、他の金融機関と提携する形で展開する金融サービス(外部)に分けられる。内部金融サービスとして、例えば、惠民利用者にクレジットサービスを提供する「京東白条」(credit pay)、キャッシングサービスを提供する「金条」(cash now)などの消費者金融がある。また、外部金融サービスとして、銀行が発行するクレジットカードのプロモーションなどがある。惠民は、利用ニーズはあるものの高齢等を理由にオンライン金融サービスが困難な一部の農家を対象としたプロモーションも行っている。惠民は実績に応じて京東数科から仲介手数料を得ている。

4 Eコマース企業の農村拠点の展望

以上のように、惠民は農村部の好立地であり、物販、物流配送、金融サービスを含めてワンストップで農村住民にサービスを提供できる拠点となっている。

現在、政府はコロナ禍で内需拡大戦略を打ち出し、農村の潜在的需要をさらに喚起する方針を示している。加えて、都市部の消費者へ向けた農産物のオンライン販売需要も拡大していることから、惠民は更なる成長の余地がある。一方、成長の余地があるということは、農村部でもEコマース企業の競争がさらに激化することが容易に予想される。惠民の次の一手に注目したい。

<参考文献>

- ・王雷軒(2020)「急成長する中国のEC企業『拼多多』」『農中総研 調査と情報』web誌、1月号、34～35頁
- ・杜晓山・刘文璞編著(2018)『从小额信贷到普惠金融』中国社会科学出版社、434～443頁
- ・京東惠民<http://hm-jd.com/>(2020年12月11日アクセス)

(オウ ライケン)

(注)「惠民小站」を邦訳すると「利用者に利便性をもたらす小さな拠点」となる。「惠民」は利用者に利便性をもたらす、「小站」は小さな駅という意味である。

和牛生産の短期的見通しと繁殖めす牛増頭に向けた政策課題

専任研究員 平田郁人

1 繁殖めす牛頭数の重要性

和牛生産の動向把握に、繁殖基盤である繁殖めす牛頭数の確認は欠かせない。なぜなら、今後の和牛生産頭数を推定できるからである。加えて、繁殖農家がめす牛を繁殖の用に供するのか、肥育牛とするかを捕捉することで、増頭に伴う一時的な肥育用めす牛の出荷減等の動向をつかむこともできる。

この繁殖めす牛頭数を規定しているのは、3.5年前の繁殖農家の損益と戸数であることが、統計分析で判明している。従って、ある時点の繁殖農家の損益と戸数は、3.5年後の繁殖めす牛頭数の先行指標である。実際の頭数の推移に2つの変数から計算した理論値を重ねると、双方はおおむね同じ動きを示す(第1図)。

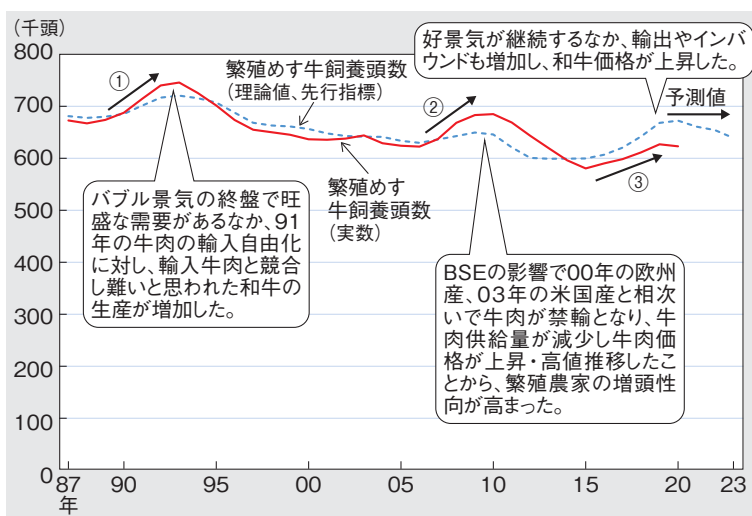
3.5年のずれが生じるのは、和子牛生産期間

が妊娠期間(9.2か月)や初産月齢(24.4か月)で長いことと、農家が和子牛価格変動を踏まえ頭数を調整するのに一定期間要するためである。このため、最終生産物の牛肉需給にミスマッチが生じ、家畜疾病の発生や輸出入の増減等の外的要因がなければ、繁殖めす牛頭数が約7年周期で循環するキャトルサイクルが発生する(第2図)。3.5年のずれはこのサイクルの2分の1である。

2 和牛生産の短期的見通し

21年以降の和牛生産の見通しは明るいとは言えない。その要因は2点ある。一つは近年、繁殖めす牛頭数を損益と戸数で規定する構造が変化したことである。これは繁殖農家の高齢化と、後継者・参入者の確保・育成が不十分で、担い手の質的变化による和牛の潜在生産力が減衰したためと考えられる。第1図では87年以降に繁殖めす牛頭数の増加局面は3回あり、1回目が88～93年、2回目が06～10年、3回目が15～19年である。1・2回目は、ほぼ全期間で実績値が理

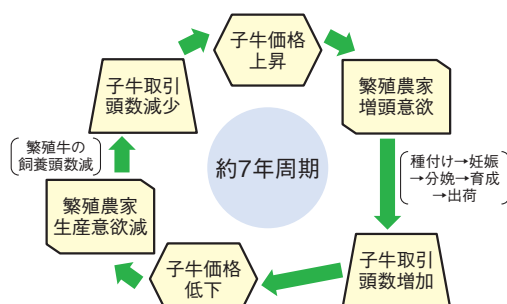
第1図 繁殖めす牛の飼養頭数と理論値の推移



資料 農林水産省「畜産統計」「畜産物生産費統計」

- (注) 1 理論値は、重回帰式 $[0.244 \times 3.5\text{年前の繁殖農家の損益(千円)} + 0.537 \times 3.5\text{年前の繁殖農家戸数(千戸)} + 612.0]$ で算出した。相関統計値は、自由度調整済み重決定係数 $(1.0 \geq R^2 \geq 0)$ が0.711と相関が強く、切片を含む3項目のP値は1%未満と有意性も高い。
2 繁殖農家の損益は、主産物(和子牛)価額から全算入生産費を差し引いたもの。
3 19・20年の繁殖農家の損益は、生産費調査(18年)の主産物価額に指定市場の和子牛価格の変動率を乗じて筆者が推算した。

第2図 キャトルサイクルのイメージ



資料 農畜産業振興機構(2012)「畜産の情報」6月号

論値を上回って推移し、増加ペースも実績値の方が大きかった。しかし直近の3回目は、実績値が理論値を常に下回り増加ペースも低いことがわかる。

もう一つは、繁殖農家の直近の損益ピークが16年後半であり、3.5年後の20年から繁殖めす牛頭数が減少に転じると予測されることである。実際20年前半の頭数は減少している。これに加え、コロナ禍で和子牛価格は3月に低下し、5月にピーク時(16年第3四半期)の約7割となり、10月も同8割で推移し繁殖経営を圧迫している。これまで和牛肉価格と和子牛価格の連動性は高く、直近10月の和牛肉価格は前年並みに回復したが、和子牛価格は低迷を続け特異な状況にある^(注2)。これは半年間の和牛肉価格暴落で、肥育農家の資金繰りが悪化し、家畜市場での和子牛の購買力が低下したことと、今後の感染状況・対策の不透明さや和牛肉在庫の多さから、肥育農家が和子牛購入に慎重なためと考えられる。このため、20年からの周期的変動による頭数減に、コロナ禍の和子牛価格低迷に併う繁殖農家の損益悪化が加わり、繁殖めす牛頭数は今後、従来になく減少する懸念がある。

(注1)畜産統計調査では繁殖めす牛を「子牛生産を目的に飼養している和牛めす牛で、過去に種付けしたことのあるめす牛および将来種付けすることが確定しているめす牛」としている。

(注2)和牛肉価格の回復はGoToトラベル・イートで宿泊業界や外食産業で需要が回復していることが主因である。大手外食チェーンが新たに和牛をメニューに加える動きをしたことも一つの要因である。さらに、牛肉輸出も日米貿易協定で低関税枠が拡大し、8月の米国向け輸出も増加している。

(注3)88年の日米貿易交渉で91年から牛肉自由化が決定したことを受けて、制定された肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき措置された肉用子牛の価格保証制度で、子牛価格が保証基準価格を下回った場合、差額を国が生産者補給金として子牛生産農家に交付するもの。

3 繁殖めす牛増頭に向けた政策課題

政府は牛肉の輸出増大を見込んで和牛の生産拡大に取り組み始めている。繁殖農家に対しては様々な助成措置が講じられているが、一時的な助成措置で和子牛を(拡大)再生産できる環境になっても、農家は安心して経営を続けようとは考えないだろう。肝心なのは持続可能な経営環境が、長期にわたり担保されることである。翻って、繁殖農家に対する経営安定対策の根幹である肉用子牛生産者補給金制度は、和子牛等子牛価格を下支えするもので、立法措置に基づく長期に安定した制度である^(注3)。しかし発動基準の保証基準価格は、90年度の制度創設から18年度まで、牛肉自由化前7年間の和子牛販売価格をベースに算定していたため、和牛の大半を占める黒毛和種1頭当たりの保証基準価格は、30万円台前半の低い水準で据え置かれていた。このため黒毛和種で発動されたのは過去3回(四半期)のみである。しかし19年度にTPP対策として、生産費ベースでの算定方式に変更され、肉用牛繁殖経営支援事業と併せて一気に54万円にまで保証基準価格が引き上げられた。このことは農家の経営継続意欲につながると考えられる。

ただし、新算定方式には自己資本利子・地代の機会費用が不算入で、労働費も全平均より少ない10頭以上層の金額で算出されていること等から、直近の19年度生産費統計の和子牛の全算入生産費(65万円)より、保証基準価格はかなり低い。今後、現在の保証基準価格の算定方式のままで、コロナ禍の影響を最小限に抑え、農家の旺盛な規模拡大意欲を醸成できるのか、注視していかなければならない。そして仮に繁殖めす牛頭数が減少し続けるようであれば、保証基準価格引上げについての検討が必要となろう。

(ひらた いくひと)

缶ワインからブドウ畑まで

—— ユニークなワイナリー、モンデ酒造の自社栽培拡張 ——

理事研究員 小掠吉晃

1 ワインの感動を詰める容器

モンデ酒造株式会社(山梨県笛吹市)は石和温泉の宿泊先から徒歩圏内にあり、見学、試飲のできるワイナリーとして観光客に人気だ。また最近では、コンビニエンスストア(以下「コンビニ」)で買う缶ワインを通して当社を知る人も多くなった。

2008年、当社は大和製罐(株)が開発したワイン専用ボトル缶を最初に採用し、駅・車内販売向けの国産ワインを発売。これに続くチリ産ワインを使った缶ワインのシリーズが幅広い消費者の支持を集め、ビール系飲料、RTD^(注)がひしめくコンビニ冷蔵ケースの酒類コーナーで存在感を徐々に高めていった。

今、当社の生産するワインの約8割が缶ワインとなっており、さらには他社のワイン、清酒等の缶への充てんも受託する。ワイナリーとしては異色の存在だ。

20年春からは新型コロナのため当社は見学・試飲を中止、観光関連の売上は壊滅的な打撃を受けた。だが、増加する家飲み需要をチャンスと捉え、平年ならビンに詰める甲州ワインを缶ワインとして大手コンビニチェーン向けに投入、幅広い消費者層に甲州ワインを気軽に楽しめる機会を提供した。

当社のワインの商品構成を、原料と容器の切



ワイナリー見学者向けの展示(筆者撮影)



大手コンビニに並ぶ缶ワイン(イメージ写真)(筆者撮影)

り口で整理すると第1表のようなになる。輸入ワインは新しいスタイルの缶に特化し、日本ワインでは地元で親しまれてきた一升瓶から、缶ワインまで幅広くカバーしながら、720mlボトルのところで自社畑限定ワインも揃え、こだわりの深さを出している。

「詰めているのは感動です」当社ホームページを開くと最初にこの文字が現れるが、「詰める」という言葉のなかには容器の大切さも含んでいるのだろう。

2 総合力で支える自社栽培

ワインの出来はブドウ8割、醸造技術2割で決まると言われるほど原料ブドウは重要だ。日照や土壌という畑の条件に加え、単収の抑制、適時の収穫、小まめな防除・除草等、栽培管理の工夫と努力が凝縮度の高い良質な原料ブドウを生む。

当社は05年、0.3haの畑から自社栽培を開始し、その後、廃業する農家の農地を引き継ぐなどで栽培面積を徐々に拡大、現在農場は3地域、約2haに至っている。栽培する主な品

第1表 当社ワインの原料と容器の組合せ

原料 容器	輸入ワイン 使用	日本ワイン	
		国産原料購入	自社栽培原料
一升瓶		○	
720ml瓶 通常ワイン ボトル		○	○ (甲州、 マスカットベリーA、 ヤマソービニオン)
360ml瓶		○	
ボトル缶 (300ml)	○	○	
	スパークリング・タイプ		

資料 筆者作成

(注) ○印が製品を製造している区分。



自社畑での甲州ブドウ収穫風景
(モンデ酒造提供)



19年に拡張した自社畑。2年後には収穫
できる(モンデ酒造提供)



雑草に覆われた丘陵地。4haの自社畑
が生まれる予定(筆者撮影)

種は甲州、マスカットベリーA、ヤマソービニオン、メルロー等で、これらは自社畑限定のプレミアムワインに使用される。20年は初夏に長雨が続く厳しい年であったが、当社では例年以上に手間をかけ品質への影響を最小限に抑えたという。

ブドウ栽培は5～7月の^{しんしょう}新梢管理、房づくり、雨よけ、防除、9～10月の収穫の時期に作業が極度に集中する。農家は生食用ブドウや他の果樹と組み合わせ、年間作業の平準化を図っているが、当社では他の業務部門との協力のなかで対応している。醸造課の栽培担当は3人のみだが、季節によっては醸造課8人全員で作業し、さらに収穫等の繁忙期には工場、販売、事務等、全社から応援を得る。自社栽培はそれを支える総合力が重要だ。

3 原料ブドウの調達懸念

国産ブドウを100%用いた日本ワインが、安定した地位を確保している一方で、原料ブドウの供給事情は非常に厳しい。ブドウ農家は高齢化で減少傾向にあり、山梨でも自分の代を最後に廃業する予定の農家が多いそうだ。また、近年、醸造用ブドウから利益の取れるシャインマスカットに改植するケースが増えたことも状況を一層厳しくしている。

原料ブドウで国内生産量が最大の甲州は、

生食・醸造の兼用種で、そのほとんどが山梨県で生産される。晩成で生食用品種と収穫時期が重ならないことから、農家は生食用と組み合わせ栽培してきた。甲州の栽培面積も減少したのだが、生食向け需要が新しい品種に押され減少し、醸造用への仕向けが増えたことでワイン需要に応えることができた。しかし、既にほとんどが醸造向けになっており、今後は栽培面積の減少が供給減に直結する。

4 放棄地を開墾、自社栽培を3倍に

山梨では丘陵地の畑で耕作放棄が増えている。丘陵地は品質の良い原料ブドウが生産できるのだが、区画が小さく機械が入らず作業負担が重いためだ。県ではこうした放棄地の区画を整理しワイナリーにあっせんしており、当社はこれらを活用し、22年までに4.5haの自社農場を新たに確保する計画だ。すべての畑が成園化すれば、現在の原料ブドウ調達量の3割程度を自給でき、不安はかなり緩和される。プレミアムワインだけでなく、一般ワインの原料まで幅広く栽培したいという。

缶から一升瓶まで、充てんラインから観光施設まで、輸入ワインから自社栽培まで、ワインのすべてを詰め込んだ「凝縮度」の高いワイナリーの今後が楽しみだ。

<参考文献>

・山梨ワイン産地確立推進会議(2016)「山梨ワイン産地確立推進計画 H28～H37」

(注)Ready to Drinkの略。酎ハイ、ハイボール等、買ってすぐそのまま飲める低アルコール飲料を指す。

(おぐら よしあき)

漁業センサスにみる魚市場の動向

主事研究員 亀岡鉦平

水産物は産地市場と消費地市場という2つの市場を通じて流通している。特に前者は、漁協の事業利益のうち最大を占める販売事業が行われる場であり、その重要性の高さと言うまでもない。今回は、直近における魚市場の動向について、漁業センサスに即して把握してみたい。

1 魚市場数

まず、2018年の魚市場の総計は803であり、08年から118減少している(第1表)。この総計は非沿海地区の市場と中央卸売市場を含んでおり、うち産地市場と考えられる市場(沿海地区の地方卸売市場とその他市場の合計)は749となる。この産地市場の減少は統廃合によるものを含む。産地市場を中心に冷凍・冷蔵・加工を含む産地機能の集約は、沿岸漁業にとって経年の課題であるが、近年は「浜の活力再生広域プラン」によって政策的に推進されている。

第1表 魚市場数

	総計	計		中央卸売市場		地方卸売市場		その他		産地市場と考えられる市場数(a+b)
		沿海地区	非沿海地区	沿海地区	非沿海地区	沿海地区(a)	非沿海地区	沿海地区(b)	非沿海地区	
08年	921	896	25	32	6	409	17	455	2	864
13	859	827	32	27	7	394	24	406	1	800
18	803	774	29	25	7	389	21	360	1	749

資料 農林水産省「漁業センサス」、以下同じ

第2表 魚市場全体の取扱高

		08年	13	18	増減率(18/08)
数量	総数	7,196	5,870	5,043	△ 29.9
	うち活魚	195	219	228	16.9
	水揚量	4,102	3,465	3,148	△ 23.3
	搬入量	3,094	2,405	1,895	△ 38.7
金額	総額	33,067	27,626	26,347	△ 20.3
	うち活魚	1,877	1,867	2,316	23.4

2 取扱高

市場全体としての取扱数量、金額の減少幅はどの程度であろうか。第2表によると、数量は08年から18年にかけて7,196千トンから5,043千トンへと29.9%減少し、金額は33,067億円から26,347億円へと20.3%減少している。内訳を見ると、水揚量、輸入品を含む搬入量いずれも減少しており、一方が他方を補う関係は見られない。また、全体の中の数値としては大きくないが、活魚の取扱高は増加傾向にあり、市場流通の強みを活かしやすい部類として定着していることがわかる。

3 漁協開設市場

産地市場の多くは漁協が開設している。そこで、市場のうち漁協開設の市場について、取扱金額規模別に見たのが第3表である。市場数は、08年の694から18年には603に減少している。取扱金額規模別では、10年間で市場数の多い5,000万円から30億円までの階層が全て市場数を減少させている。しかし、13年を境に増減率を時期別で見ると、10～20億円の階層では減少ペースが13年から18年にかけて鈍っており、20～50億円の各階層では増加に転じている。5,000万円以下の層が継続的に増加していることから、全体として下の階層への移動が生じていることがわかるが、一方で、50億円以上の階層は不動である。これらの点からは、センサスの限りでは、おおむね5,000万円から30億円の階層において、下方に低落する市場と統廃合を通じて取扱金額

を維持する市場の差が表われていると推察される。第2表のとおり取扱高が減少している中では、統廃合の推進が一層必要とされるが、同時に、単に統廃合するだけでは、将来的にさらなる統廃合を迎えることになるだけのように思われる。魚価向上に向けた戦略と一体となることで、個々の市場としての取扱高の維持という統廃合に期待される効果が十分に発揮されるようになると考えられる。

4 卸売業者数が1業者のみの魚市場

市場自体の統廃合と共に、卸売業者の減少も進んでいる。卸売業者数が1業者のみの市場について取扱金額規模別で見たのが第4表である。まず第1表と併せて見ると、減少している市場は専ら卸売業者が1業者のみの市場であることがわかる。市場の多くが漁協開設の産地市場であることから、1業者のみの市場の減少は、漁協合併や小規模漁協における市場業務廃止の帰結であると考えられる。階層別では、やはり全体としての階層の低落の傾向が見られる。しかし、13年から18年にかけては、20～50億円の2つの階層は増加に転じている。また、1,000～5,000万円の階層は僅かだが減少に転じている。20億円以上の市場においては、統廃合等により取扱金額を維持する動きが表われていると言える。

5 統廃合以外の対応の模索

センサスに基づく魚市場の動静からは、統廃合が進展する一方で、全体としての取扱高は継続して減少しており、個々の市場としても統廃合だけでは対処しきれない状況があることが観察できた。したがって、流通の現場

第3表 漁協開設市場数の取扱金額規模別推移

(単位 魚市場、%)

	08年	13	18	増減率 (18/08)	増減率 (13/08)	増減率 (18/13)
100億円以上	8	12	8	0.0	50.0	△ 33.3
50～100億円	13	13	13	0.0	0.0	0.0
30～50億円	21	17	25	19.0	△ 19.0	47.1
20～30億円	32	18	23	△ 28.1	△ 43.8	27.8
10～20億円	74	60	58	△ 21.6	△ 18.9	△ 3.3
5～10億円	110	89	79	△ 28.2	△ 19.1	△ 11.2
1～5億円	257	242	211	△ 17.9	△ 5.8	△ 12.8
5,000万円～1億円	98	80	61	△ 37.8	△ 18.4	△ 23.8
1,000～5,000万円	65	89	94	44.6	36.9	5.6
1,000万円未満	16	21	31	93.8	31.3	47.6
計	694	641	603	△ 13.1	△ 7.6	△ 5.9

第4表 卸売業者数が1業者のみの魚市場数の取扱金額規模別推移

(単位 魚市場、%)

	08年	13	18	増減率 (18/08)	増減率 (13/08)	増減率 (18/13)
100億円以上	21	26	21	0.0	23.8	△ 19.2
50～100億円	30	29	26	△ 13.3	△ 3.3	△ 10.3
30～50億円	36	28	34	△ 5.6	△ 22.2	21.4
20～30億円	42	23	34	△ 19.0	△ 45.2	47.8
10～20億円	98	88	82	△ 16.3	△ 10.2	△ 6.8
5～10億円	130	109	97	△ 25.4	△ 16.2	△ 11.0
1～5億円	283	259	232	△ 18.0	△ 8.5	△ 10.4
5,000万円～1億円	105	78	63	△ 40.0	△ 25.7	△ 19.2
1,000～5,000万円	70	99	94	34.3	41.4	△ 5.1
1,000万円未満	17	22	29	70.6	29.4	31.8
計	832	761	712	△ 14.4	△ 8.5	△ 6.4

では、統廃合以外の対応もおのずと模索されることになる。漁協による買取販売や大型量販店との取引はその代表的なものであろう。つまり、取引方法自体を変化させる対応である。逆に言えば、こういったオルタナティブとしての取組みは、本流の市場流通の情勢に左右されながら展開するものであり、一体的なものとして双方とも視野に入れた理解が必要となる。

<参考文献>

- ・農林水産省編(2011)『新時代の漁業構造と新たな役割—2008年漁業センサス構造分析書—』農林統計協会
- ・農林水産省編(2017)『わが国水産業の環境変化と漁業構造—2013年漁業センサス構造分析書—』農林統計協会

(かめおか こうへい)

米国の沖合漁場の資源管理 その5

主任研究員 田口さつき

1 漁獲規制の強化と運用での問題

米国沖合の資源管理の根拠法であるMagnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act(以下「MS法」)により、排他的経済水域の水産資源を主管するのは商務省^(注1)とされているが、具体的な資源管理の方法を議論する場合は各水域の水産資源管理委員会(以下「資源委員会」)である。同法は、漁獲規制を強める方向で改正がなされてきた。

まず、1996年には、過剰漁獲された魚種・魚群について資源委員会は水産資源回復計画(以下「回復計画」)を策定することとなった。さらにその回復計画は10年以内に回復させることを目指したものにすることが定められた。

次に06年には、資源委員会内に科学統計部会を設置することとなった。また、管理対象の魚種・魚群について年間の漁獲量に上限(年間漁獲制限(annual catch limit))を設けることとなり、その設定において資源委員会は科学統計部会の勧告した水準を超えないこととされた。これにより、同部会の推奨する厳しい漁獲量の制限を同委員会は採択せざるを得ない状況も起っている(Marino, Joseph IV(2017))。また、一律で硬直的な資源管理の在り方への疑問の声があがった。

2 国家基準の指針の見直し

ところで、資源委員会は資源管理の方法を定める際にMS法の国家基準を考慮しなくてはならない。この国家基準の解釈や運用に関し、指針が定められている。

商務省海洋資源局は12年に国家基準の指針

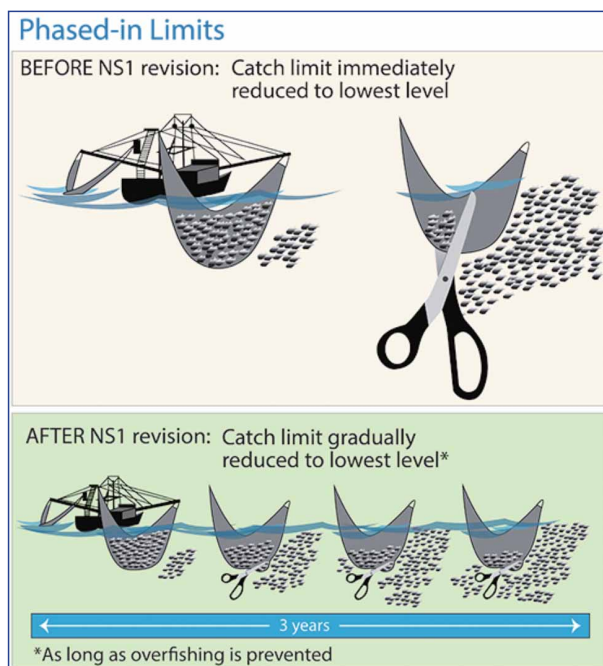
の見直しを行うために広く意見を募った。議論を開始してから4年後の16年に国家基準の指針が改訂された。このときに2つの漁獲量調節方法(段階的削減と繰越し)が同指針に追加された。

3 緩やかな漁獲量の削減へ

段階的削減(第1図)とは、漁獲量の上限をいきなり削減するのではなく、緩やかに削減していく方法である。これは、新たな科学的情報により大幅な漁獲制限が必要で、それが漁業・遊漁などの産業に短期的な悪影響を及ぼす可能性がある場合に認められる漁獲量調節方法である。

漁獲水準を安定化させるため、資源委員会

第1図 段階的削減を示すイラスト



資料 米国商務省海洋大気庁海洋資源局
<https://www.fisheries.noaa.gov/national/laws-and-policies/2016-revisions-national-standard-1-guidelines>

(注) 上図が16年の「国家基準1」の指針(NS1 guidelines)改訂前、下図が改訂後を示す。

は過剰漁獲を防いでいる限り、3年を超えない期間で段階的に漁獲量を減らす方法を選ぶことができるようになった。このような段階的削減があることで、漁業・遊漁などの産業も計画的に事業を進めることができるものとされる。同時に「過剰漁獲された」魚種・魚群^(注2)についても段階的な漁獲量の調節が適切かどうかを見極めるべきとされた。

4 取り残し分を翌年へ

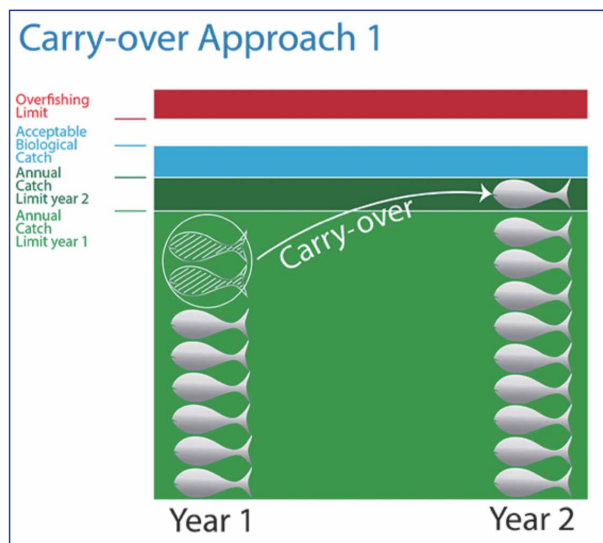
繰越しは、実際の漁獲量が年間漁獲制限を下回った場合に、その漁獲していない分の漁獲量を翌年の生物学的許容漁獲量に反映して増加させることを認めるものである^(第2図)。^(注3)年間漁獲制限は、生物学的許容漁獲量に基づいて設定されているため、繰越しにより翌年の年間漁獲制限が引き上げられる可能性が高

(注1)MS法は、基線から3海里から200海里の水域(後に排他的経済水域(EEZ))を連邦政府の管轄と定め、この水域の水産資源を商務省が統制することとしている。基線から3海里までは、沿岸の州政府が管轄する。

(注2)「過剰漁獲された」とは、個体の規模が小さ過ぎ、最大持続生産量を生み出す可能性が危機にある状態をいう。「国家基準1の指針」(NSI guidelines)で最大持続生産量は「現状の生態及び環境条件、漁獲技術、船舶間の漁獲量の分布のもと、魚種・魚群から得ることができる最大の長期平均漁獲量」と定義されている。

(注3)年間の漁獲量の上限は、資源委員会が過剰漁獲規制値(overfishing limit)を定め、生物学的許容漁獲量(acceptable biological catch)を勧告し、年間漁獲制限を特定し、年間漁獲量目標(annual catch targets)を設定するという過程を経て確定する。過剰漁獲規制値はこの漁獲量を超えると、過剰漁獲となる漁獲量であり、最大持続生産量に対応するものとされている。最大持続生産量が推定できない場合は、過剰漁獲規制値は定めなくてもいい。生物学的許容漁獲量は、対象とする魚種・魚群に関する情報や最大持続生産量が不確かであるため、過剰漁獲規制値より少なく設定される。年間漁獲制限は、生物学的許容漁獲量を超えてはならないが、しばしば等しく設定される。年間漁獲量目標は、実際の操業で年間漁獲制限を上回ることがないよう、年間漁獲制限より少なく設定される。

第2図 漁獲量の未達部分の翌年への繰越しを示すイラスト



資料 第1図と同じ

まる。ただし、引き上げられるといっても年間漁獲制限は過剰漁獲規制値を超えることはできない。

この調整方法は、漁業者に対し、割り当てられた漁獲枠ぎりぎりまで採捕をしなくてはならないという心理的圧力を軽減するために設計され、危険な状況や市況が芳しくない状況で無理に採捕することや、制限いっぱいまで努力した結果、年間漁獲制限を上回ってしまう事態を防ぐものである。

これら2つの漁獲量調節方法は、実際に各資源委員会に採用されている。現在、どのような場合に適用されるべきかを検証する段階となっている。

<参考文献>

- ・ Marino, Joseph IV (2017) "Keeping More than One Fish in the Sea: Why the Magnuson-Stevens Act Should Be Reauthorized," University of Massachusetts Law Review: Vol. 12 : Iss. 1, Article 5. <https://scholarship.law.umassd.edu/umlr/vol12/iss1/5/> (2020年12月1日最終アクセス)
- ・ National Marine Fisheries Service "Frequent Questions: National Standard 1 Final Rule". <https://www.fisheries.noaa.gov/sustainable-seafood/frequent-questions-national-standard-1-final-rule> (2020年12月1日最終アクセス)

(たぐち さつき)

地域新電力を核とした「地域循環共生圏」の実現へ

—— 滋賀県・湖南省でのローカルSDGsの取り組み ——

主席研究員 河原林孝由基

1 フロントランナーはその先へ

「福祉のまち」として知られる滋賀県湖南省では全国に先駆けて市民共同発電所が稼動し、自然エネルギー活用^(注1)の考え方・ルールを示した条例を制定して多様な主体との連携により様々な先進的な取組みを展開してきた。それら取組みのベースになっているのが条例に基づき策定した計画「湖南省地域自然エネルギー地域活性化戦略プラン」(以下「戦略プラン」)である。

第一次戦略プランは2015年に策定した5か年の計画で、自然エネルギー活用による地域経済の活性化、脱炭素化に向けた取組みを中心に据え、16年には電力小売全面自由化を機に官民連携による地域新電力会社(自治体新電力)を設立した。地域で調達した電力を地域に供給することでエネルギー費用の域外流出を最小限に止め、エネルギーと経済の域内循環による地域の活性化を企図している。

今年度(20年度)から第二次戦略プランがスタートしており、これまでの自然エネルギー活用や脱炭素化の視点に加えて「地域循環共生圏」やSDGsといった考え方を前面に出したことが特徴だ。その構想の中核となるのが先述の地域新電力会社「こなんウルトラパワー」である。そこから生み出される様々な価値を域内循環させ、SDGsの基盤となる経済・環境・社会の3つの側面から地域課題の解決につなげていく。この構想により湖南省は国の「SDGs未来都市」にも選定されており、20年8月には国に先駆けて「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指す「ゼロカーボンシティ」の宣言をしている。

2 湖南省版シュタットベルケ構想

地域新電力会社「こなんウルトラパワー」の事業目的は「戦略プランに掲げる基本方針の実現」にある。そのための事業内容として、主に①小売電気事業、②熱供給および熱利用事業、③新事業やまちづくり事業等地域振興に関する事業を手掛けることとし、事業推進にあたって湖南省と包括的連携協定を締結している。形態は株式会社(資本金1,160万円)とし、湖南省が過半を出資し残りを地元商工会・民間事業者で出資する、いわゆる自治体新電力である。

事業展開での資金調達は自己資本・事業収益に加え、グリーンボンド(環境債)等のESG投資を呼び込むことで財源を確保している。当社は18年度に自治体新電力では全国初となるグリーンボンド(発行額1.1億円)を発行し、市内の物流センター2件で屋根置き型太陽光発電事業(発電出力273kW、266kW)と学校施設4校の照明LED化事業を実施した。翌19年度にもグリーンボンド(同6千万円)を発行し、市内ならびに隣接自治体(竜王町)の小学校と図書館で省エネサービス事業を展開している。

市民共同発電所や太陽光発電事業を中心に調達した電力は公共施設への供給から始まり民間施設へと展開し、現在は一般家庭にも供給している。当社に電力を切り替えたことで、公共施設の電気料金は年間約1千万円の節減(△11%)となり行政コストの削減につながっている。また、小売電気事業による利益は、子育て支援として保育園に省エネ型エアコンを寄贈するなど地域に還元している。

このような自治体新電力の取組みは「シュタットベルケ」とも呼ばれる。電力自由化や

自然エネルギー活用で先行するドイツでは、シュタットベルケ(Stadtwerke:直訳すると「都市公社」)の存在が大きい。シュタットベルケとは、自治体が出資して、電気、ガス、地域熱供給、上下水道、公共交通、廃棄物処理など地域に密着したインフラサービスを提供する公益事業体である。その歴史は古いが、とくにドイツでの1998年の電力全面自由化、00年の固定価格買取制度の導入により、約1,400ある事業体のうち900余りでエネルギー事業を主力に展開している。その多くが小売電気事業で利益を確保し他のサービスに配分することで、全体として地域公共サービスの維持・向上を可能にしているのである。こうした事例も参考に湖南省では「SDGs未来都市」の実現に向け「湖南省版シュタットベルケ構想」を立ち上げたのである。

第1図 湖南省版シュタットベルケ構想



資料 湖南省提供

3 湖南省の“2030年”のあるべき姿

30年はSDGsのゴールの年である。そこに向けた湖南省のあるべき姿を描いたのが第1図である。これらの取組みをSDGsの目標に当てはめるとどうか。自治体新電力を核とする取組みは、目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標13「気候変動に具体的な対策を」に貢献するだけでなく、ほぼ全ての

目標をカバーしているのがわかる。それを地域の多様な主体とのパートナーシップ(目標17)により実現するのである。

この構想は環境省が提唱する持続可能な地域づくりを目指す「地域循環共生圏」にも通じている。これは、各地域が地域資源を再認識し最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すものだ。それには第1図から見て取れるように地域で様々な好循環を起こし連動させていくことが重要である。「地域循環共生圏」を創造することでローカルにSDGsに貢献する。“Think globally, Act locally”のお手本である。

(かわらばやし たかゆき)

(注1)詳しくは河原林孝由基(2020)「“誰一人取り残さない”SDGs未来都市への歩み—滋賀県・湖南省にみる福祉とエネルギーの自治と実践—」『農中総研 調査と情報』web誌、9月号で紹介。
<https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri2009re5.pdf>

コロナ禍での切り花産地の出荷をめぐる状況

—— JAいしのまき桃生ガーベラ部会を事例に ——

研究員 石塚修敬

1 コロナ禍での切り花市場の動向

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、弔事や慶事の開催規模が縮小、あるいは自粛されて、2020年3～5月を中心に切り花市場は大きく冷え込んだ。品目による差異はあるが、6月以降は天候不良により品薄となり、一時は取扱金額が平年並みかそれ以上になった。しかしながら10月の時点で需要は回復しきっていない(第1図)。

ここでは、JAいしのまきに組織されている^{ものう}桃生ガーベラ部会(以下「部会」)のヒアリングをもとに、コロナ禍でのガーベラの出荷対応や、他組織による応援消費について取り上げる。

2 産地の概要

JAいしのまきの事業エリアは宮城県石巻市、東松島市、女川町である。19年度の受託販売取扱高の総額は106億円で、このうち花き・花木は1億円と比較的少額だが、石巻市

桃生地区(旧桃生町)のガーベラの生産量は、関東以北最大である。

桃生地区でのガーベラ栽培は、1994年に3人の生産者が始めた。ガーベラは、それまで栽培していたキクと比べて作業負担が少なく、夏は涼しく冬は雪が少ない当地の気候も適していた。また、周年栽培が可能なことから、安定した収益が見込まれたこと、輸入品がほとんど無いため価格競争も起こりにくいことも魅力であった。

2020年10月現在の生産者は6人で、依然として少人数だが、年間約400万本のガーベラを生産している。関東を中心に出荷し、市場では高い評価を受けている。

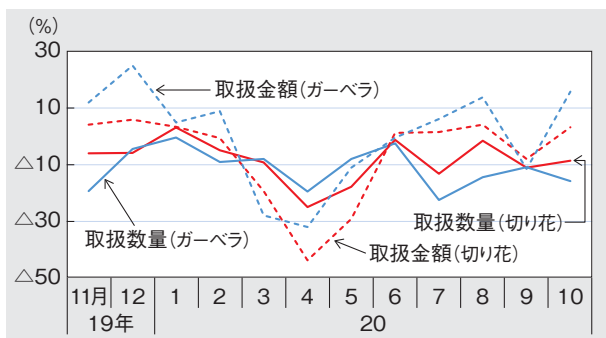
3 コロナの影響と出荷対応

部会のガーベラの出荷ピークは3～5月である。20年は、コロナショックによる相場低迷の直撃を受け、出荷調整を余儀なくされた結果、出荷量は前年のピーク期と比べて△11.3%となった。また、出荷額は最需要期の3月の落ち込みが大きく、前年比でおよそ3割減となった。

第2図は、19年3～9月と20年同月の出荷先別構成比を、各期の数量ベースで示したものである。20年の構成比について、3つの点に着目したい。

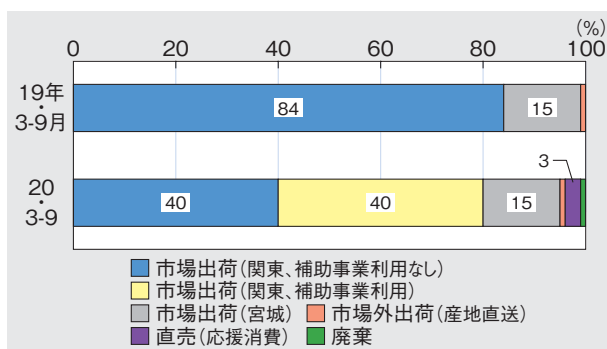
1点目は、補助事業が活用されたことである。関東向け市場出荷の半分(全体では40%)が、農林水産省の買取補助事業「花きの長期

第1図 切り花・ガーベラの取扱数量と取扱金額の前年同月比(東京中央卸売市場・全体)



資料 東京中央卸売市場「市場統計情報(月報)」より筆者作成

第2図 出荷先別構成比



資料 ヒアリングに基づき筆者作成

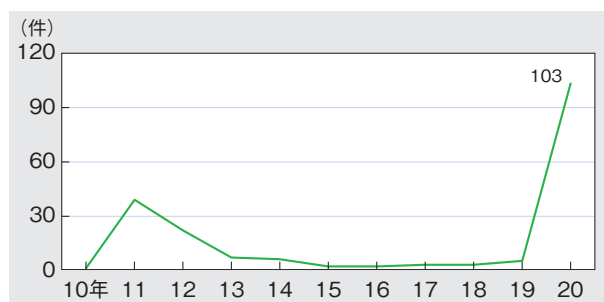
保管技術実証事業」を活用して出荷された。この事業の実施主体は、日頃取引のある大手卸だったため、出荷先自体に変化はなかった。同事業での買取価格は過去3年間の全国卸売価格平均の半額が上限だが、相場低迷のリスク分散や、産地の在庫解消に効果を発揮した。

2点目は、全体の3%程度を占める応援消費向けの出荷である。応援消費とは、生産者を応援する意図で行われる消費行動で、しばしば自然災害等の被災地の復興支援としても注目される(第3図)。

部会を支えた応援消費のひとつに、次のような取組みがあった。JAいしのまき女性部の部員らは、部会員の苦境を見て、女性部独自の活動として「ガーベラ生産者応援プロジェクト」を立ち上げて、ガーベラの購入を申し出た。購入したガーベラは、自宅での装飾や、JAみやぎ女性組織協議会の生産者応援企画「手作りまつり作品コンクール」にアレンジメント作品としても出品された。購入した部員からの評判は大変良く、生産者の励みになったという。

3点目は、以上2つの取組みでも防ぎきれなかった廃棄の実施である。相場下落を受け、部会は緊急に協議を開き、独自の対策と

第3図 「応援消費」を含む記事件数



資料 日経テレコンより筆者作成

(注) 1 20年は11月30日まで。

2 検索対象は日経新聞電子版、全国紙、一般紙、日本農業新聞。

して低級品や一部品種の廃棄も含めた出荷調整を決断した。部会員は日頃から、集出荷場での検品、箱詰め作業や、生産方針から流通の改善に至るまで各工程の協議も全員で行っている。そうした日々の活動のなかで培われた強い結束力は、廃棄の決断を伴う難局を全員で乗り越えようとする姿勢に表れている。

4 応援消費を需要喚起につなげる

コロナ禍において、農林水産省は「花きの長期保管技術実証事業」などの施策を展開し、花き業界も需要の底上げを図るべく、「母の月」の提唱や、切り花のサブスクリプション(定額課金)など、様々な施策を展開している。

さらに、地産地消型の応援消費は、市場出荷と比べて短期的かつ小さな出荷単位(ロット)であるものの、市場出荷を主とする部会にとって、応援消費は地域住民との距離を縮める機会を創出した。

今回、「応援するなら地元から」という意識が確認された。そうした需要に応えるために、店頭での産地表示といった取組みも、検討する価値があると思われる。

(いしつか のぶたか)

オーストリアにおけるバイオエネルギーと バイオエコノミーの動向

龍谷大学 政策学部 講師 石倉 研

オーストリアでは、再生可能資源であるバイオマスを身近なものとして当たり前にご利用しており、バイオエネルギー利用の先進事例として広く知られている。さらに、脱炭素社会への関心が高まる中、オーストリアは2019年3月にバイオエコノミー戦略を策定した。以下では、化石資源から再生可能資源への転換に向けた取り組みを強化しつつあるオーストリアの動向を紹介する。

1 オーストリアにおけるバイオエネルギー利用

17年時点でオーストリアの国内総エネルギー消費のうち、再生可能エネルギーは28.8%を占めているが、そのうち55.7%はバイオエネルギーである。^(注)オーストリアは、国内総エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を、20年までに34%、30年までに45～50%にすることを目標としているが、バイオエネルギーなしにこれらの達成は難しい。

バイオエネルギーは主に熱源として利用され、バイオエネルギーを用いる地域熱供給施設は2,377、熱電併給施設は141に上る^(注)(19年時点)。オーストリア各地では、地域の森林資源や燃料作物などを用いた熱供給が一般的に行われ、重要なエネルギー源としてバイオエネルギーを位置づけている。

現行のオーストリアにおけるエネルギー政策の基幹法は、グリーン電力法だが、21年からは全面改正される再生可能エネルギー拡張法(Erneuerbaren Ausbau Gesetz ; EAG) が施行予定となっている。固定価格買取制度から、

市場プレミアム制度へ移行するなど、再生可能エネルギー支援政策が大きく変容することになるが、同法に基づき、バイオエネルギーのシェア拡大が今後も期待されている。

2 今後の気候・エネルギー戦略

オーストリア連邦政府は、気候変動対策と再生可能エネルギーの導入促進のため、18年5月、「ミッション2030(#mission 2030)」という気候・エネルギー戦略を公表した。この戦略では、30年までに達成すべき目標として、温室効果ガスの排出量を05年比で36%削減、運輸部門の温室効果ガス排出を二酸化炭素換算で720万t削減、建築部門の温室効果ガス排出を二酸化炭素換算で300万t削減、国内総エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を45～50%にすること、発電量に占める再生可能エネルギーの割合を100%にすることが掲げられ、脱炭素化に向けた方向性を明確に打ち出している。

これらの目標達成に向け、ミッション2030では12のフラッグシップ・プロジェクトが定められている。交通や建物、再生可能エネルギーなどに関するプロジェクトと並び、バイオエコノミー戦略が挙げられている。バイオエコノミー戦略の目的は、知識ベースのバイオエコノミーが提供する機会を最大限活用し、それを持続可能な経済成長に転換することとされ、戦略の開発と実施によって、生物由来の製品、エネルギー、プロセス、サービスの成長が後押しされ、経済の国際競争力強化になりうると記される。そして、行動計画の基礎となる国家基本戦略を策定することが謳わ

れている。

欧州委員会は、12年にバイオエコノミー戦略、18年にバイオエコノミー戦略の改定版を発表しており、ヨーロッパではバイオエコノミー関連の政策が広まりつつある。このような文脈の下、オーストリアにおいても、バイオエコノミーの強化・拡大に向けた戦略を策定することになった。

3 バイオエコノミー戦略の策定

ミッション2030に基づき、19年3月に策定されたバイオエコノミー戦略は、今後のオーストリアにおけるバイオエコノミー関連の行動推進の方向性を規定したものである。すでに13年にはバイオエコノミーに関するポジションペーパーが、BIOSサイエンス・オーストリア生命科学推進協会から、14年にはバイオエコノミーの研究・技術・イノベーション戦略が、オーストリア農業・生命・環境科学研究協会(ÖVAF)から出されているが、今回は連邦政府が国家基本戦略として公表したものとなっている。

本戦略では、バイオエコノミーは、化石資源(原材料やエネルギー源)を可能な限り多くの分野や用途で再生可能な原材料に置き換えることを目的とした経済概念であること、そして経済発展強化と同時に、気候変動、食料・水不足、環境汚染の増加などの地球規模の課題に取り組む絶好の機会を提供すると記されている。さらに本戦略が気候・エネルギー戦略の重要な礎となり、経済システムの脱炭素化支援を企図するものとされる。

生物由来製品、バイオエネルギー、関連技術・サービスの持続的な成長をもたらすため

に、バイオエコノミー確立に向けた具体的な方策を明らかにすることが目的とされ、具体的な戦略目標として、①気候目標の達成、②非再生可能資源への依存削減、③イノベーションの促進、④経済発展の促進、⑤雇用確保・創出、⑥持続可能な社会変革の促進が挙げられている。今後はここで提示された内容を可能な限り早急に進めていくことが課題であり、具体的な行動計画の作成がなされることになっている。

4 持続可能なバイオエコノミーに向けて

バイオエネルギーの活用は、温室効果ガスの排出削減だけでなく、域外に流出していたエネルギー代の地域内循環や新たな産業・雇用の創出など、地域経済の価値創造にも寄与している。さらにバイオエコノミーの文脈においては、農林業をはじめとする自然資源依存型産業だけでなく、関連する産業においても、新たなビジネスやイノベーションの機会が生み出される可能性を秘めている。

他方で、バイオエコノミーへの移行にあたり、天然資源の需要拡大による資源競争や資源乱獲も懸念される。バイオエコノミーは、SDGsやサーキュラーエコノミーとも親和性の高い概念であり、経済システムの脱炭素化を通じて、環境負荷を減らし、持続可能な社会の構築が目指されているが、持続可能な形でバイオエコノミーが確立されなければならない。

オーストリアでは、有機農業をはじめとする環境保全型農業が広く普及し、森林の成長分以上を伐採しない持続的な林業もなされている。環境の持続性を重視しているオーストリアが、バイオエコノミーの実現に向けてどのような取り組みを進めるのか、今後の動向に注目したい。

(いしくら けん)

(注)Österreichischer Biomasse-Verband(2019)
Basisdaten Bioenergie Österreich 2019.

農林金融2020年12月号

「水産政策の改革」後における
漁協論の再構成に向けて

(亀岡鉦平)

「水産政策の改革」により、漁協を取り巻く制度環境は大きく変化した。また、改革は中間団体を媒介とした地域資源管理に特徴のあった第一次産業に関する財産権秩序を変動させるものであることから、憲法第29条に関する法的問題を内在していた。本稿では、これらの変化・課題に対応するよう、協同組合と村落共同体の二面性の併存という従来の漁協論を再構築する必要があるとの認識から、その準備作業として、近時の事業展開、組合活動、政策の三点につき現在の漁協の動向把握を行った。これら三点にかかる検討の結果から、二面性論は、協同組合としての経営展開の側面と開かれた地域共同体としての側面双方につき、バランスを取りながら発展させていく方向で現代的に更新される必要があると論じた。

漁協における買取販売の実態と
意義・役割

(尾中謙治)

漁協経営の中心である販売事業の一形態である「買取販売」が、販売事業取扱高に占める割合は4%強であるが、受託販売を補完する形で実施する漁協の割合および取扱高は増加傾向にある。

本稿では、漁協の販売事業の概況、買取販売の動向と展開過程を整理した後、買取販売においての要諦である販売先別(消費地市場、他業者、漁協直売所)に買取販売の実態と特徴を事例調査に基づいて整理し、買取販売の意義・役割について述べる。

買取販売は、受託販売と比較して業務負荷が大きく、逆ザヤなどの経営上のリスクを伴い、現状では人材(量と質)の不足など推進上の課題はあるものの、将来における買受人のさらなる弱体化の可能性があるなかで、漁協は未来に備えるためにも買取販売の導入・強化を検討する必要性は高まるであろう。

農林金融2021年1月号

2021年の国内経済金融の展望

(南 武志)

2020年前半の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で過去最大級の打撃を受けたが、年半ば以降は経済活動が再開され、持ち直しがみられた。しかし、冬季を前に感染が再び広がり、経済再開を一時中断する国も出るなど、復興は順調ではない。国内でも一部のサービス業種では雇用人員や資本設備の過剰感が強まっており、リストラに向けた動きも散見される。

21年には、対コロナ・ワクチンの接種が本格化し、経済復興の動きが強まる可能性がある。国内でも7～9月に開催予定の東京五輪・パラリンピックの経済効果、さらにはアフターコロナを見据えたデジタル化・脱炭素化社会の実現に向けた経済政策への期待も強い。先行きの不透明性・不確実性は高いが、21年度は3年ぶりのプラス成長と予想する。

個人リテール金融市場の注目点

(重頭ユカリ)

家計部門の金融資産、借入へのコロナ禍の影響をみると、20年6月末の金融資産は、特別定額給付金の支給や消費の停滞によって預金を中心に増加した。借入は全体としては伸び悩んでいるが、個人事業主や所得が減った世帯で緊急的な借入を行った様子もうかがわれる。一方で、若い世代も含め、在宅時間を生かして新たに投資商品の利用を始めた人も一部にはいたようであり、コロナ禍において、時間的経済的なゆとりのある人と、そうでない人との格差が一層進んだ可能性もある。

また、緊急事態宣言下の外出自粛によって、高齢層も含めて各種のサービスをインターネット経由で利用するなど、デジタル化に弾みがついた様子もうかがわれた。

農林金融2020年12月号

(外国事情)

米国沖合の水産資源管理制度

(田口さつき)

マグナソン・スティーブンス法は、米国沖合の水産資源管理の根拠法である。同法により、排他的経済水域の水産資源を主管するのは商務省とされているが、具体的な資源管理の方法を議論する場は水産資源管理委員会である。同委員会は水産資源管理計画を策定するが、その際に同法の国家基準を踏まえなければならない。

国家基準には、最適生産量の達成や過剰漁獲の防止という目的だけでなく、権利の付与の際などの差別的取扱いの禁止や水産資源に依存する共同体への配慮などが含まれている。

同法が1976年に制定されて以来、多くの論争が続いているが、2016年の国家基準の指針の見直しや同法の改正案からは、科学者の知見を踏まえながらも、水産資源管理の方法に柔軟性を持たせ、より現実的な管理へと踏み出そうとする意図がうかがえる。

農林金融2021年1月号

構造再編が進む日本農業と

2020年の食料・農業・農村基本計画

(植田展大)

1999年の食料・農業・農村基本法に基づいて2000年から作成されてきた食料・農業・農村基本計画は、20年で5回目の作成を迎えた。新たな基本計画は、農業の成長産業化に重点を置いた15年の基本計画を踏襲しつつも、生産基盤の弱体化や中山間地域のコミュニティの縮小に対応すべく、農業・農村の次世代への継承を全面に打ち出している。

そこで前回の基本計画で進められてきた農業の成長産業化の動きを政府の政策動向から確認し、そのうえで20年の農林業センサスを用いて縮小および再編が進む農業と農村の実態を確認する。次に、20年の基本計画の特徴を基本法との関係も踏まえて検討し、それが現在の課題を解決する内容になっているかをみる。最後に今後の基本計画で必要になるとみられる重点項目を提示したい。

金融市場

2020年12月号

潮流 コロナ後のより良き復興とイノベーション

情勢判断

(国内)

消費・輸出の急回復で4四半期ぶりのプラス成長

(海外)

- 1 感染再拡大で景気回復は足踏み(米国経済)
- 2 内需の回復テンポは鈍く、緩慢な回復に留まる中国経済

分析レポート

コロナ禍で変わる経済、変わらない経済

経済見通し

2020～21年度改訂経済見通し

今月の焦点

2050年カーボンニュートラル

2021年1月号

潮流 『デカメロン』と2021年

情勢判断

(国内)

内外の感染再拡大で二番底リスク高まる

経済見通し

2020年～21年度 改訂経済見通し
(2次QE後の改訂)

情勢判断

(海外)

- 1 感染再拡大により足踏み継続(米国経済)
- 2 緩やかな回復を続ける中国経済

分析レポート

コロナ危機が拡大する国家間の格差、国民間の格差

連載

金融機関の新潮流

フェイス・トゥ・フェイスを重視する

東京証券信用組合

海外の話題

ガジュマル

絆で復興!! ふくしまSTYLE

福島県生活協同組合連合会 専務理事 佐藤一夫

東日本大震災から、まもなく10年が経過しようとしています。最大で県の面積の8.3%にあたるおよそ1,150km²の地域に避難指示が出されましたが、現在はその3割ほどにあたる337km²の帰還困難区域を除いて解除されています。未だに37,000人弱の県民が県内外に避難しています。避難指示解除により戻った住民は約3割ですが、この数値には原発や復興関連の作業員らの転入も含まれるため、厳密には帰還者数ではなく居住者数であり、本当に避難先から帰還した住民はさらに少なく、子どもや若い人たちの帰還は極端に低く、少子高齢化が一気に進んでしまっています。

被災の歳月は支援から分断、対立、そして寡黙に変わりつつあります。廃炉や中間貯蔵施設、汚染水処理問題、根深い風評問題、風化等々、課題は山積しており、「福島復興」がひとくくりで表せないということを私たちは忘れてはいけないと思います。

日本の協同組合の父と称される賀川豊彦氏は、関東大震災の際に「被災者の目となり、耳となり、口とならねばならない」という言葉を残しましたが、この言葉は、賀川氏の著書「地球を墳墓として」の中の「焦土を彩色せんとして」から引用したもので、本文の中には、「組織(オーガナイズ)することが私たちの仕事である」という言葉があります。このことが、最も大切なことではないかと考え、震災からの復興という重要なミッションを成し遂げるため、2008年創立の「地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会」(通称「地産地消ふくしまネット」)を再構築することからスタートさせました。名付けて、「絆で復興!! ふくしまSTYLE」です。ふくしまSTYLEの復興とは、ただ単に震災前の状態に戻すのではなく、協同組合間協同そして協同組合を支援

する人たちとで新たな価値を創造する。そうした福島取り組みを系統間に止まらず、全国も協同組合間協同で支援するというスタイルです。

震災後、最も象徴的な取り組みとなったのが、農地の放射性物質の分布マップづくりを支援する「土壌スクリーニングプロジェクト」でした。全国から生協関係者・研究者など31組織、延べ361名のボランティアに参加いただき、福島県の農業の維持と食の安全の確保に努めてまいりました。

今、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックによって、世界中が震撼させられ、今なお終息していません。経済活動や社会活動に大きなダメージを与え続けており、私たちの命と暮らしを脅かしています。

2020年「国際協同組合デー」の世界共通のテーマは「協同組合の力で気候変動に立ち向かう〜アイデンティティとSDGsへの貢献〜」でした。昨年の台風15号、19号、令和2年7月豪雨、そして台風10号など明らかに気候変動による自然災害が多発する中、住民の生活の安全・安心を確保し、地域発展に向け、ウイズコロナはもちろん、解決のための方法や、実施手段、体制を示した目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」により、世界で、地域で、多様なパートナーシップを構築していく必要があります。

地産地消ふくしまネットを象徴する「2020絆シンポジウム」^(注2)を12月11日にいわき市で開催しました。テーマは「ICA2030戦略計画を受けてコロナ時代の地域内自給圏をつくり直そう」でした。3つの講演「ICA戦略計画を踏まえた協同組合の使命とJAの役割」「食料・農業問題への提言と消費者生協が考える農業・漁業」「大震災とコロナを乗り越える漁協と水産業」と講師三氏を含む地元の生産者や消費者で、パネルディスカッションを行いました。当協議会主催の「国際協同組合デー記念フォーラム」とともにYouTube「地産地消ふくしまネットチャンネル」で配信中です。

(さとう かずお)

(注1)第98回国際協同組合デー記念フォーラム

<https://youtu.be/2tr0ovGMXFY>

(注2)絆シンポジウム

<https://youtu.be/sy8o9WoGuKU>

農中総研のホームページ <https://www.nochuri.co.jp>

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、新着通知メールにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール hensyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2021 年 1 月号 (第82号)

編集・発行 **農林中金総合研究所**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-11

Tel.03-6362-7780 Fax.03-3351-1159

URL:<https://www.nochuri.co.jp>

E-mail:hensyu@nochuri.co.jp